

第23回横浜市都市美対策審議会景観審査部会

次 第

日 時 平成27年1月16日（金）午前10時から

会 場 関内中央ビル 10階大会議室

次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 魅力ある都市景観の形成について（審議）

(2) その他

3 閉 会

<資 料>

資料1 新市庁舎整備計画における「景観・デザイン計画」について

資料2 第22回横浜市都市美対策審議会景観審査部会議事録

第23回横浜市都市美対策審議会景観審査部会 参加者名簿

開催日時 平成27年1月16日（金） 午前10時から
 開催場所 関内中央ビル 10階大会議室

	氏名（敬称略）	現 職 等
部会長	金子 修司	横浜商工会議所
委員	加藤 仁美	東海大学工学部建築学科教授（都市計画）
//	国吉 直行	横浜市立大学特別契約教授（都市デザイン）
//	高橋 晶子	武蔵野美術大学造形学部建築学科教授（建築）
//	中津 秀之	関東学院大学建築・環境学部建築・環境学科准教授 （ランドスケープ）

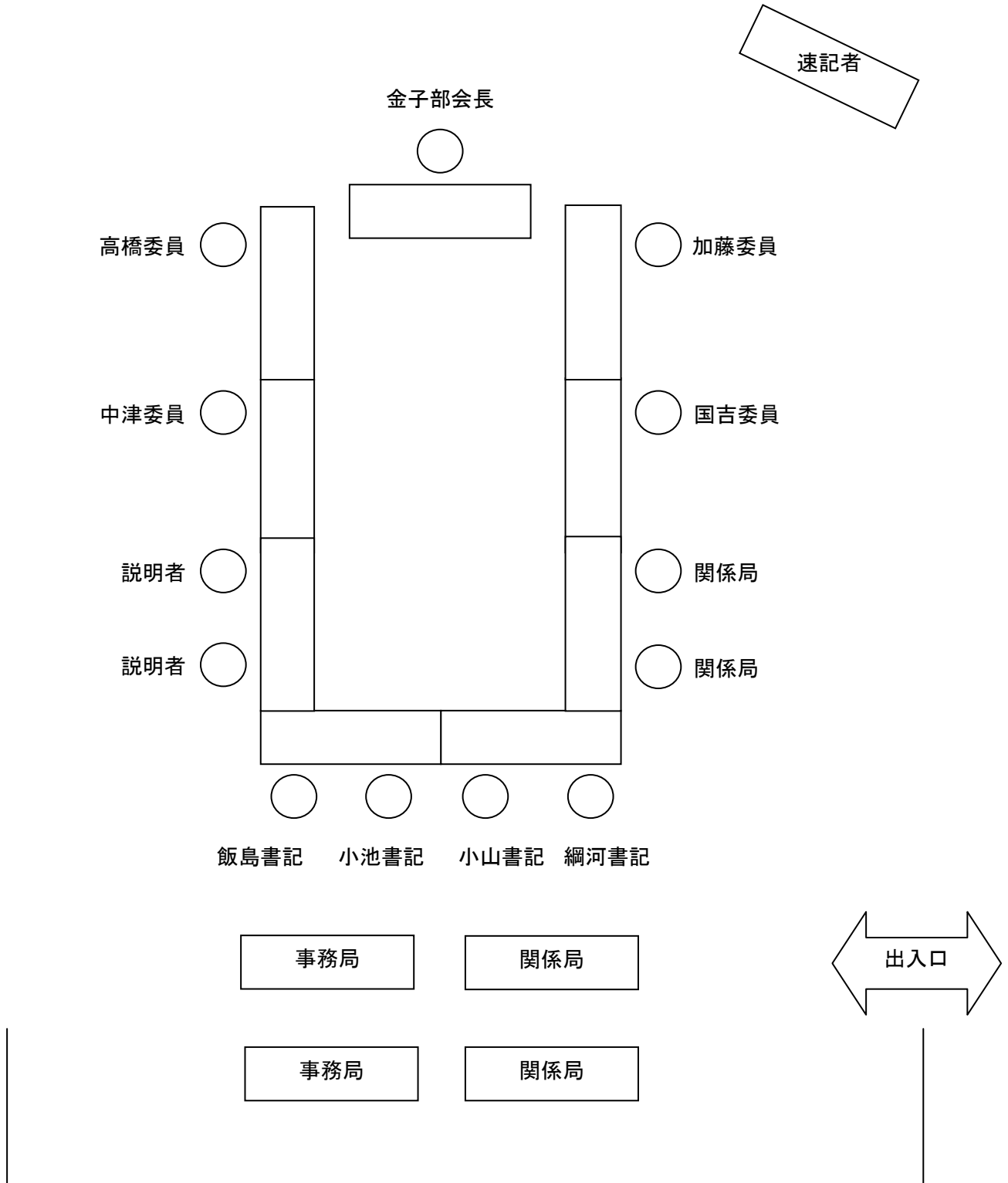
関係局	中川 理夫	総務局総務部庁舎計画等担当部長
//	大場 重雄	総務局総務部管理課庁舎計画等担当課長

書記	小山 孝篤	都市整備局担当理事（企画部長）
//	小池 政則	都市整備局地域まちづくり部長
//	綱河 功	都市整備局企画部都市デザイン室長
//	飯島 悦郎	都市整備局地域まちづくり部景観調整課長

【第23回横浜市都市美対策審議会景観審査部会座席表】

日時：平成27年1月16日（金） 午前10時から

会場：関内中央ビル 10階大会議室



新市庁舎整備計画における「景観・デザイン計画」について

新市庁舎整備事業につきましては、平成 32 年 1 月のしゅん工予定で、下記のスケジュールに基づき取り組んでおり、今年度は設計・施工一括発注に向けた設計要件の整理や発注資料の作成を進めていますが、基本計画に基づいて検討・整理してきた景観・デザイン計画の概要について概ね基本的な考え方がまとまりましたので報告します。

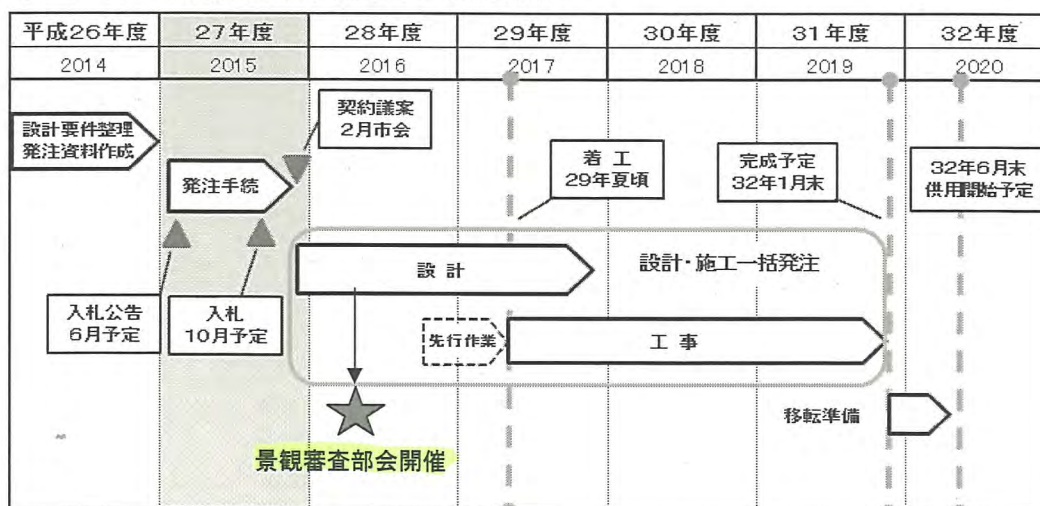
1 敷地の概要（新市庁舎計画概要資料から抜粋）

地 区	北仲通南地区	敷地面積	約 13,500 m ²
位 置	中区本町6丁目 50 番地の 10	現 況	更地
		主な都市計画制限等	用途地域：商業地域 容積率の最高限度：1,080% 高さの最高限度：190m 北仲通南地区第二種市街地再開発事業 北仲通南地区再開発地区計画
周 辺 環 境	馬車道駅(みなとみらい線)から徒歩 1 分 桜木町駅(JR、市営地下鉄)から徒歩 5 分	ガイド ライン等	北仲通地区まちづくりガイドライン 関内地区都市景観形成ガイドライン

2 計画建物の概要（新市庁舎計画概要資料から抜粋）

構造・階数： 鉄骨造、一部鉄筋コンクリート造 概ね地上 32 階、地下 2 階
高さ： 約 160m 延床面積： 約 140,800 m²

3 スケジュール（新市庁舎計画概要資料から抜粋）



- | | |
|-------------------|--------|
| 4 発注方式について | 資料 1-1 |
| 5 計画の考え方 | 資料 1-2 |
| 6 デザインコンセプトブック(案) | 資料 1-3 |
| 7 要求水準(案) | 参考資料 1 |

高度技術提案（設計・施工一括）型総合評価落札方式

高度技術提案型総合評価落札方式とは

- ・総合評価落札方式：企業の技術力等と価格の双方を総合的に評価し落札者を決定
- ・高度技術提案型では、新市庁舎の耐震性能や揺れの抑制、省エネルギー性能や先進的・有効性のある環境配慮技術等を評価項目として高度な技術提案を求める

落札者の決定方法と予定価格

- ・技術力と価格を総合的に評価した指標である評価値が最も高い企業を落札者とする
(評価値が最も高くても、入札価格が予定価格*を超えた場合は落札者とはならない)
- ・評価値は、技術力の評価結果を数値化した技術評価点を入札価格で除して算出
- ・除算方式では、技術力が高く、価格が安い企業ほど評価値が高くなる

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{入札価格}} \quad (\text{除算方式})$$

$$\text{技術評価点} = \text{標準点 (100点)} + \text{加算点}$$

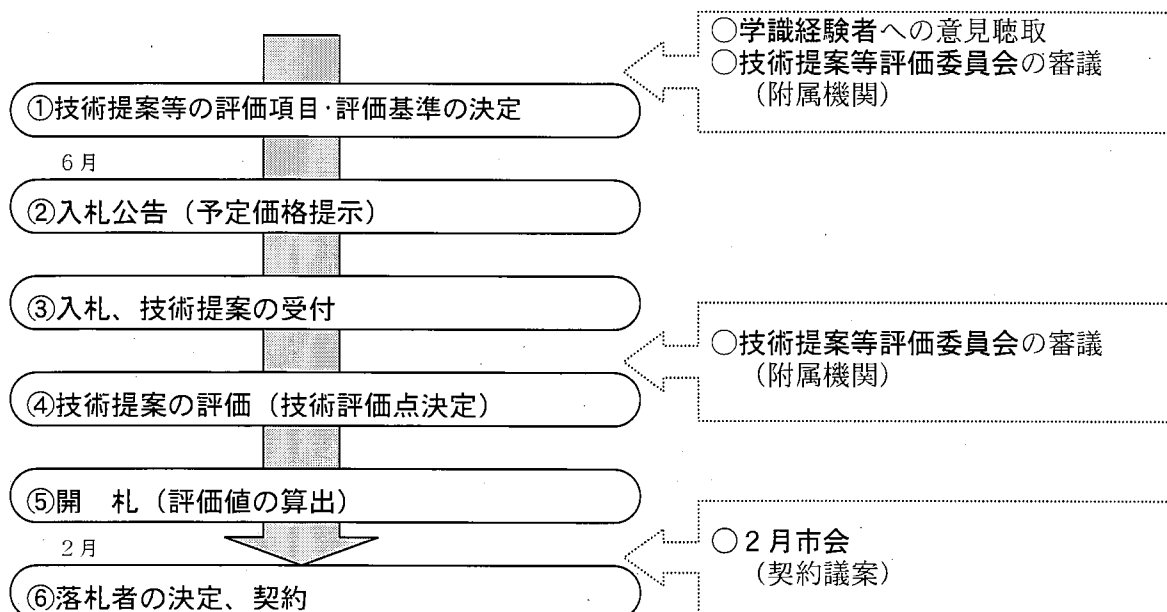
$$\text{加算点} = \text{技術提案を予め設定した評価基準に基づき算出した評価点}$$

※ 予定価格

入札公告における設計・建設費の上限となるもので、概略設計を基に算出する概算工事費 (H26秋)を用いて設定する

DB事業者は入札時点での資材価格や人件費を基に入札価格を算出するため、入札時点 (H27秋) までの標準建築費の上昇率を見込んだ予定価格が求められる

事務フロー



◆新市庁舎整備計画概要 説明資料

1 計画検討の視点

新市庁舎整備基本計画 (平成26.3)

基本理念

整備基本方針

①的確な情報や行政サービスを提供し、豊かな市民力を活かす開かれた市庁舎

- ◆市民への情報提供・相談・案内機能等の充実
- ◆市民協働・交流空間の整備
- ◆開かれた議会の実現

②市民に永く愛され、国際都市横浜にふさわしい、ホスピタリティあふれる市庁舎

- ◆市民に親しまれ、来庁者が横浜らしさを感じる空間の整備
- ◆周辺環境や都市景観との調和
- ◆おもてなしの場の実現

③様々な危機に対処できる、危機管理の中心的役割を果たす市庁舎

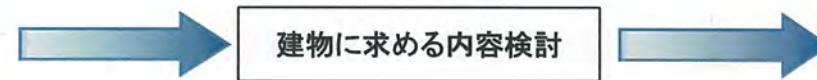
- ◆大地震等が発生しても業務継続が可能な構造体や耐震性の確保
- ◆災害対策本部機能の充実
- ◆セキュリティの確保

④環境に最大限配慮した低炭素型の市庁舎

- ◆先進的な環境設備・機能導入によるエネルギーコストの削減と環境負荷の低減
- ◆自然エネルギーや再生可能資源の有効活用と緑化推進

⑤財政負担の軽減や将来の変化への柔軟な対応を図り、長期間有効に使い続けられる市庁舎

- ◆長期間有効に使い続けられる市庁舎の実現
- ◆将来の変化への柔軟な対応と効果的・効率的な業務遂行が可能な執務室



建物に求める内容検討

【行政サービス・開かれた市庁舎】

- ・低層部に情報や行政サービスを確実に提供する場を創出
- ・多様化する課題に対して市民が積極的に参加し、交流を活性化する場合
- ・伝統ある横浜市の雰囲気を大切にしつつセキュリティにも配慮し傍聴スペースの拡充等による開かれた議会

【ホスピタリティ】

- ・市民が親しみを持ち、来訪者が横浜らしさを感じる施設
- ・まちのシンボルとなり、市民が誇れ、周辺環境や都市景観に調和した外観デザイン
- ・賑わいを創出し、市民や来街者を迎え入れ自然に人が集う場

【危機管理機能】

- ・大地震に対する建物強度の確保、及び耐震性能の確保、免震、制振技術の採用、非構造部材や建築設備の耐震性能確保
- ・災害対策本部としての役割を果たすべく、災害時のスペース確保や設備の整備による業務継続性の確保
- ・行政情報、個人情報保護に配慮した施設

【低炭素建築】

- ・エネルギーコストの削減と環境負荷を低減する、先進的な設備技術の採用
- ・創エネルギーとして、太陽光発電等の採用
- ・自然風・採光の取込み等、多様な環境配慮・省エネルギー技術の採用
- ・緑化の推進、環境配慮材の利用等地球環境に対する配慮

【長寿命建築・管理修繕コスト】

- ・建物の長寿命化に配慮した、設計、建材、構法の採用
- ・将来の施設利用の変化に対応できる柔軟性の確保
- ・しゅん工後のCO2排出量に配慮した運営・設備更新計画の検討
- ・業務効率の向上が図れる快適で機能的な執務環境

⇒ 建物として必要な項目を精査・検討

⇒ 特に施設計画上、重要な項目を抽出

抽出した建物の計画項目

地上部の建物は、海側に張り出した低層部を持つ高層の建物と、開放的な屋根付き広場(アトリウム)で構成します。

二元代表制の象徴として議会機能の独立性を確保するため、シンボルである「議場」を低層部海側の最上階に配置します。

アトリウムは、大きな吹き抜け空間とし、市民や来街者の「祝祭性・おもてなし」の場とします。

1～3階には、市民利用機能や店舗を、アトリウムや水辺の憩い空間(大岡川沿い)との連続性を考えながら配置します。

議会機能や行政機能へのエントランス(出入口)は3階に設け、待合機能を持つグランドロビーを設けます。

主要な機械室は、津波による浸水の可能性を考慮して、4階に配置します。

議会機能は3階及び5階～8階に配置し、利用しやすい動線計画、ゆとりをもったスペースの確保、傍聴席の拡充・新設などに配慮します。

行政機能は8階以上に配置し、将来の組織改編などに柔軟に対応できるよう計画します。

大地震発生時においても事業継続が可能な高い耐震性能を確保します。

環境関係技術開発の動向等を見極め、環境未来都市にふさわしい庁舎とします。

建物配置の考え方

①地上部の建物は、海側に張り出した低層部をもつ高層の建物と、屋根付き広場(アトリウム)で構成します。

②二元代表制の象徴として議会機能の独立性を確保するため、議会機能のシンボルである「議場」を高層棟から独立した低層部海側の最上階に配置します。

③アトリウムは、みなとみらい線馬車道駅に直結し、隣接する横浜アイランドタワーと高層棟をつなぐ位置に配置します。

④議会機能は、3階及び5～8階に配置します。

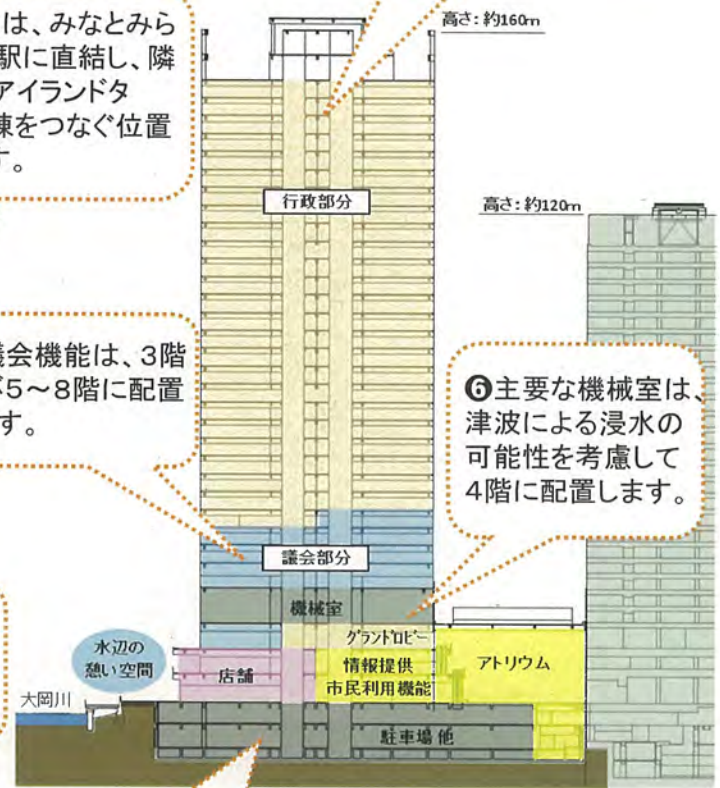
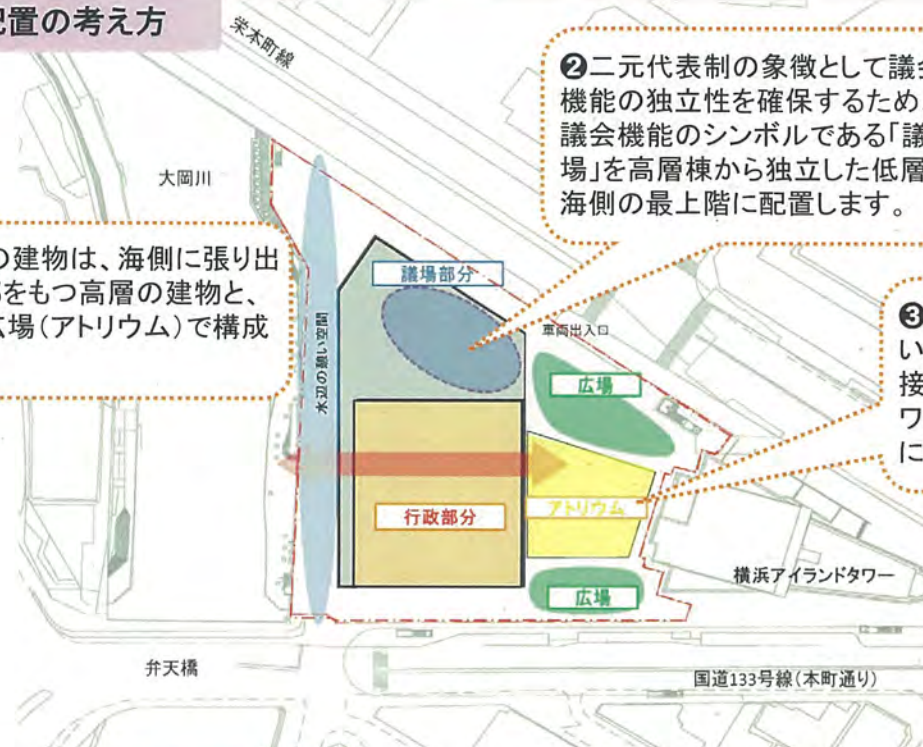
⑤行政機能は8階以上に配置し、将来の組織改編などにも柔軟に対応できるように計画します。

⑥主要な機械室は、津波による浸水の可能性を考慮して4階に配置します。

⑧敷地内における歩行者及び車動線を明確に分離します。

⑦地下1、2階には、約400台分の駐車場や駐輪場を設けます。

※図面は、発注要件を整理するために作成したイメージ図です。



周辺からの動線
 ← 歩行者動線
 ← 車動線

断面イメージ図

② 大岡川沿いには、水際線プロムナードの一環として、水辺の憩い空間を整備します。



【水際線プロムナードイメージ】
写真：長崎水辺の森公園

③ 大岡川沿いの水辺の憩い空間とアトリウムをつなぎ、人々が回遊する空間を建物内に設けます。

④ 1～3階には、市民利用機能（総合案内、市民協働スペース、情報提供・相談スペースなど）や店舗（飲食・物販・サービス施設等）を、アトリウムや水辺の憩い空間との連続性を考えながら配置します。

⑤ 道路沿いには、壁面後退により、ゆとりある歩行者空間や広場を創出します。

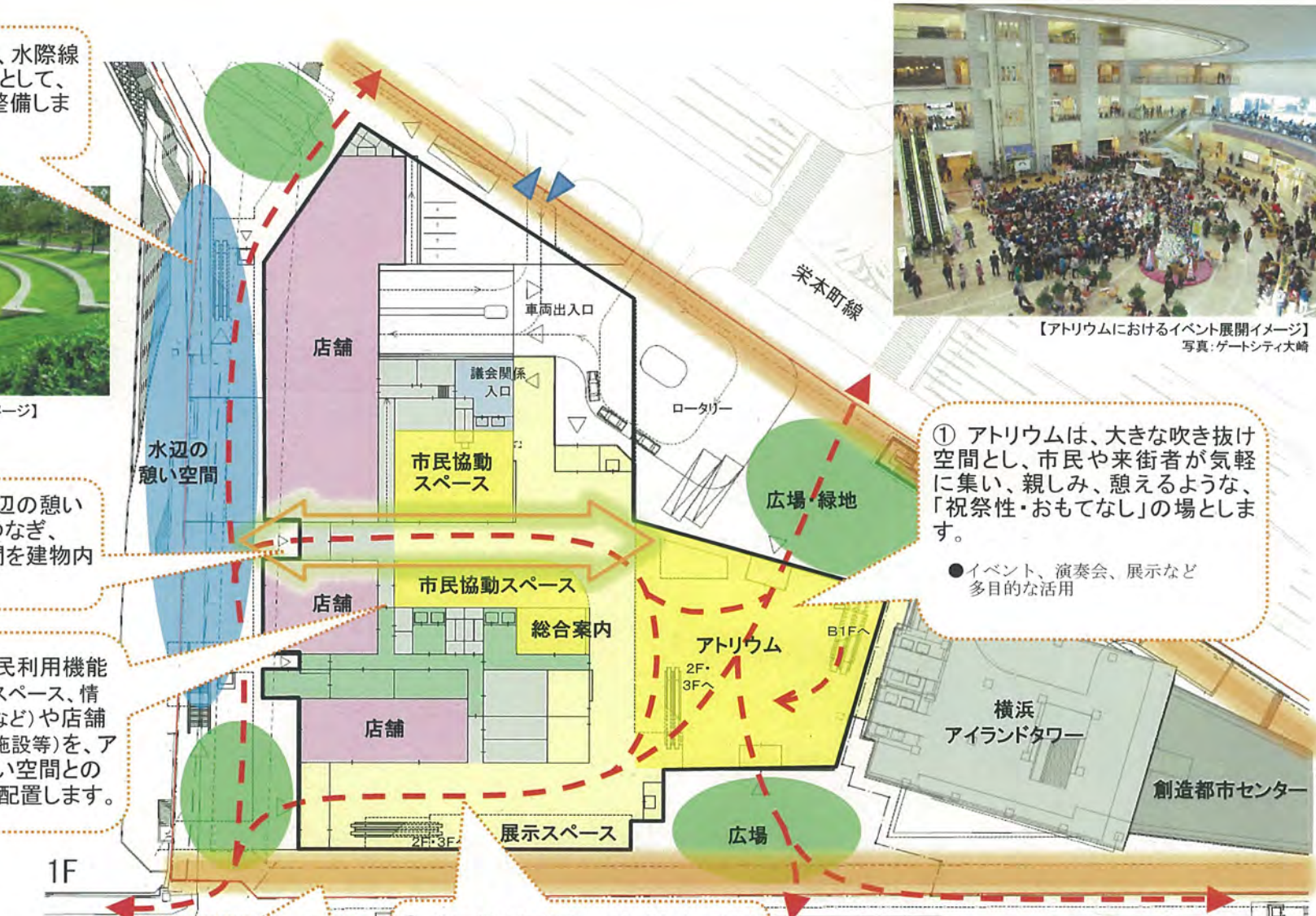
⑥ 弁天橋方面から、アトリウムへ続く小路を設置し、展示スペースを設けるなど開放的な空間を整備します。



【アトリウムにおけるイベント展開イメージ】
写真：ゲートシティ大崎

① アトリウムは、大きな吹き抜け空間とし、市民や来街者が気軽に集い、親しみ、憩えるような、「祝祭性・おもてなし」の場とします。

- イベント、演奏会、展示など多目的な活用



本町線 (国道133号線)

1階平面図

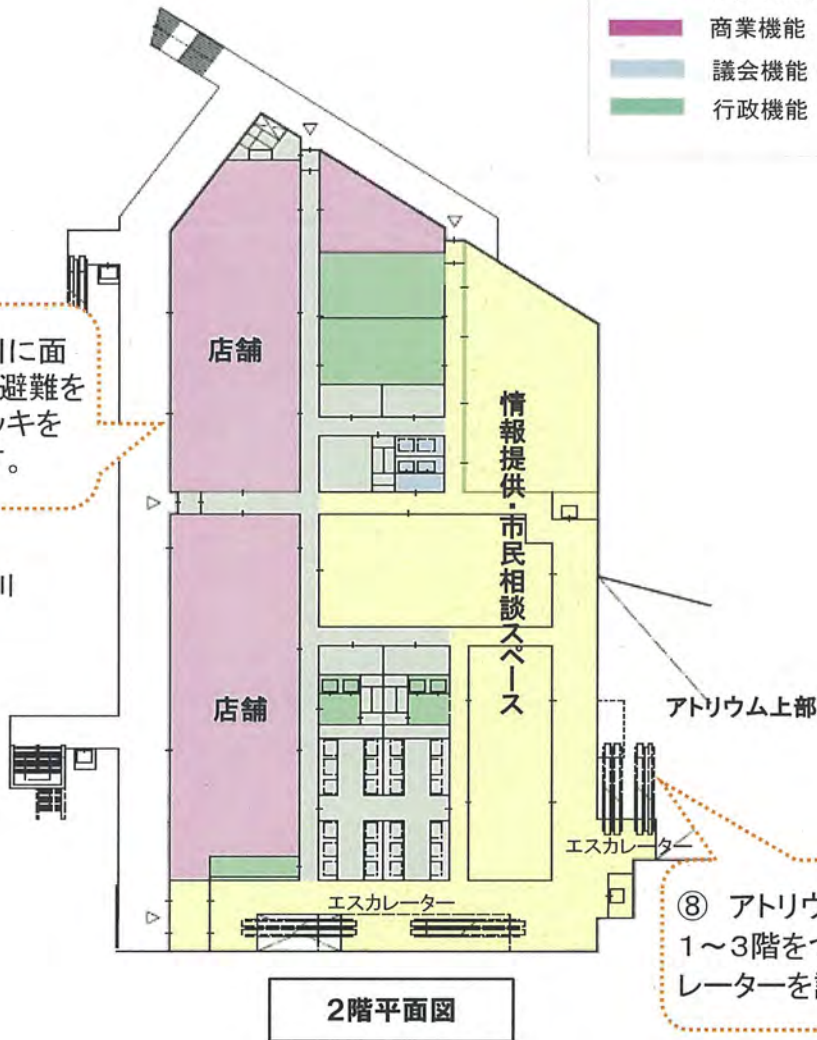
※図面は、発注要件を整理するために作成したイメージ図です。

※図面は、発注要件を整理するために作成したイメージ図です。

凡例

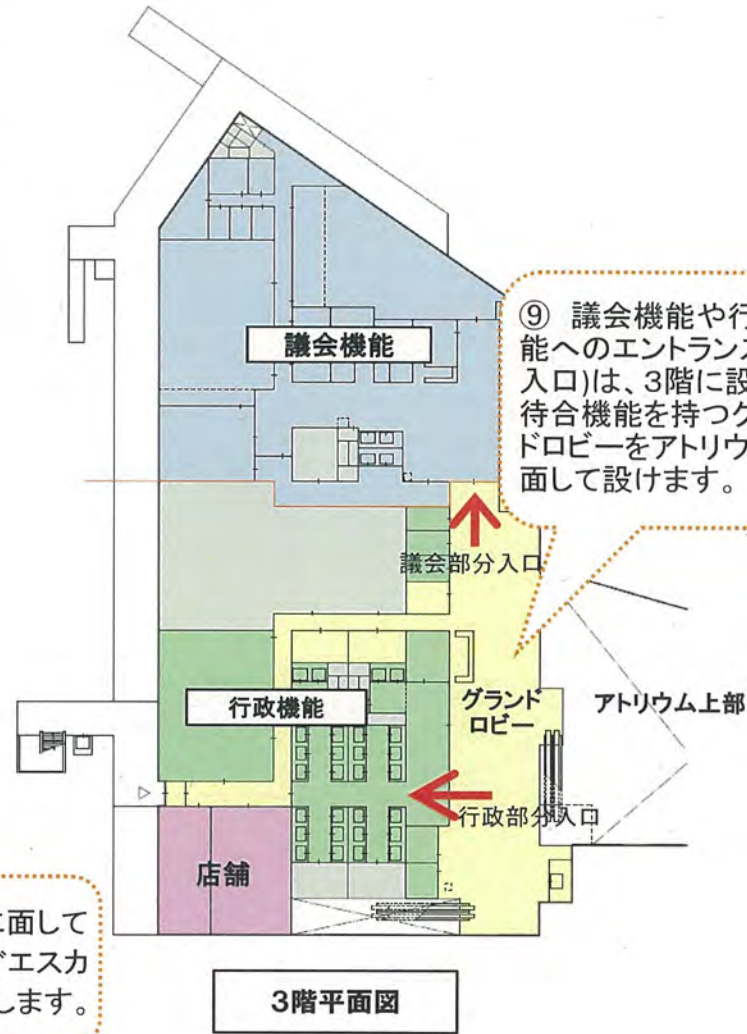
	市民利用機能
	商業機能
	議会機能
	行政機能

⑦ 大岡川に面して、津波避難を兼ねたデッキを整備します。



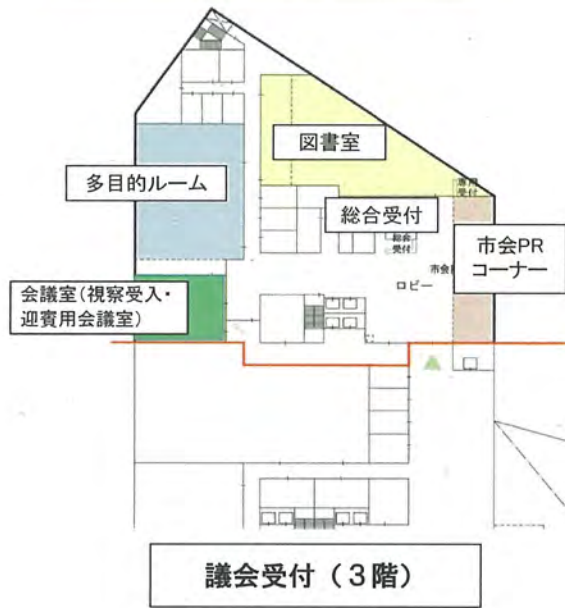
⑧ アトリウムに面して1～3階をつなぐエスカレーターを設置します。

⑨ 議会機能や行政機能へのエントランス(出入口)は、3階に設け、待合機能を持つグランドロビーをアトリウムに面して設けます。



※図面は、発注要件を整理するために作成したイメージ図です。

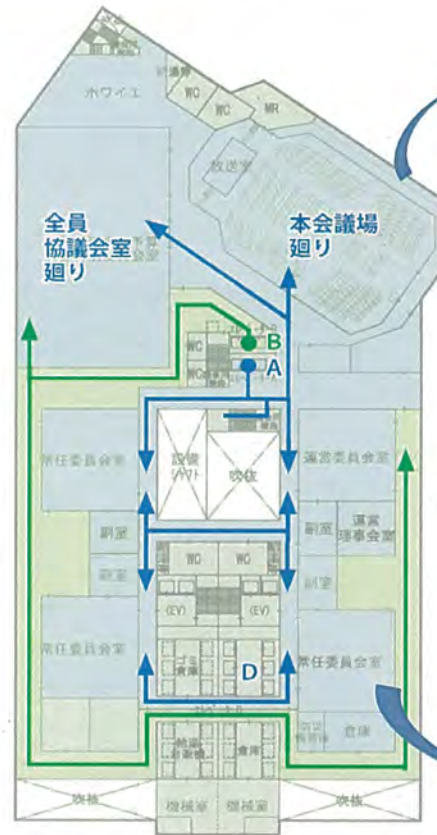
⑩ 議会の入口となる3階には、総合受付のほか、市会PRコーナー、市民も利用できる図書室、多目的ルーム、プレゼンテーション機能を備えた会議室を設けます。



⑪ 一般傍聴者や議会関係者が利用しやすい動線計画とします。

傍聴者の待合スペースとなるホワイエを設けます。

⑫ 本会議場や委員会室はゆとりをもったスペースを確保し、傍聴席を拡充・新設します。



本会議場・委員会室(6階)



本会議場傍聴席(7階)

親子傍聴席を設けます。

委員会室に傍聴席を設けます。



議員動線
一般動線

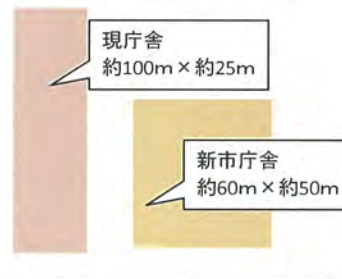
⑬ 執務関係諸室は、経済性・効率性が最大限に発揮できる仕様・配置とします。

⑭ 建物内は分かりやすくコンパクトな動線計画とするとともに、情報管理や不審者の侵入などセキュリティにも配慮した平面計画とします。



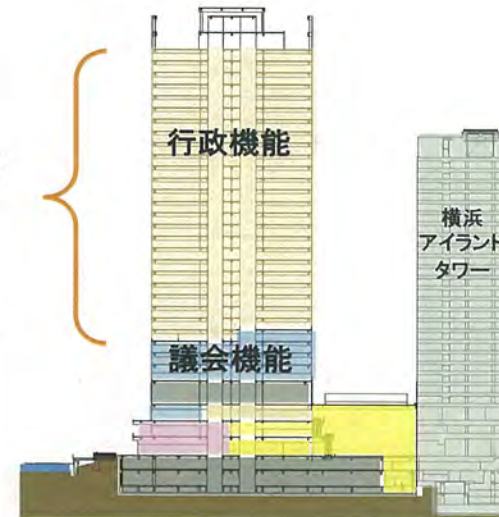
行政機能は
8階以上の
階に配置

《現庁舎との平面比較イメージ》



凡例

オープンミーティングスペース	黄色
書庫	薄緑色
会議室	薄紫色
連携スペース	青色
コピー機等設置スペース	オレンジ色
ロッカー室	緑色
一般来庁者立入可能エリア	薄ピンク色



耐震技術

⑮ 大地震発生時においても、事業継続が可能な高い耐震性能を確保します。

耐震性能については「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に示す、耐震ランクⅠ類の安全性に加えて、地震時の建物の揺れ抑制などを備えます。

さらに、企業独自の耐震技術等の導入について、高度技術提案(設計・施工一括)型総合評価落札方式のメリットを生かし技術提案を求めます。

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準

震度6強から震度7程度の大地震動後においても、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全に加えて十分な機能確保が図られるものとします。(耐震ランクⅠ類)

建築設備についても、大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続することができることを目標とします。

新市庁舎におけるBCPを考慮した耐震性能等

- 長周期地震動への対策として、建物の揺れのエネルギーを吸収・減衰させる機構を設けることにより、大きな揺れによる被害を抑制する耐震性能とします。
- 天井などの二次構造部材についても、脱落や落下の恐れのない構造とします。
- 大地震動後の業務継続に必要な電源については、最長7日間継続使用できる非常用発電設備とし、受電についても信頼性の高い受電方式を採用します。

耐震安全性の目標

災害時に最も重要な拠点となる施設	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
福祉施設、市民利用施設等	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。
その他の施設	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。

環境技術

⑯ 環境関係技術開発の動向等を見極め、環境未来都市にふさわしい庁舎としま

省エネルギー性能及び環境性能については、建築局が検討を行っている公共建築物「環境配慮基準」の検討状況を踏まえ、

● BELSの☆☆☆☆

● CASBEE横浜のSランク

を基本性能とします。さらに先進的な環境技術の導入について、高度技術提案(設計・施工一括)型総合評価落札方式のメリットを生かし技術提案を求めます。

省エネルギー性能については「建築物省エネルギー性能表示制度」

BELS (Building Energy-efficiency Labeling System)

建築物の省エネルギー性能を評価・表示する制度。対象建築物の省エネルギー性能は、一次エネルギー消費量に基づき算出されるBEIの値により星の数で格付けされる。(☆から☆☆☆☆☆までの5段階評価)

BEI (Building Energy Index)

BEI = 【設計】一次エネルギー消費量 / 【基準】一次エネルギー消費量


☆☆☆☆は 0.5 < BEI ≤ 0.7 基準一次エネルギー消費量を3割以上削減

総合的な環境性能については「建築環境総合性能評価制度」

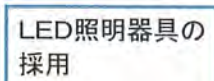
CASBEE (Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency)

居住性(室内環境)の向上といった環境品質・性能(Quality)と、環境負荷(省エネ対策等)の低減等(Load)を総合的な環境性能として一体的に評価し、評価結果をわかりやすい指標として提示する建築環境総合性能評価システム。


公共建築物(新築)の温暖化対策を達成するための主な取組



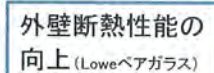
高効率「電気・空調設備」の採用




LED照明器具の採用



太陽光発電
水素燃料電池



外壁断熱性能の向上(Loweペアガラス)



目次

1. デザインコンセプトブックについて	1
2. ミッション	2
3. 地区特性と地区に建つ建築のあり方	
3-1. 地区特性	3
3-2. 地区に建つ建築のあり方	5
4. 新市庁舎のあり方	
4-1. 新市庁舎の構成	6
4-2. デザインのポイント	7
4-3. 環境	10

01. デザインコンセプトブックについて

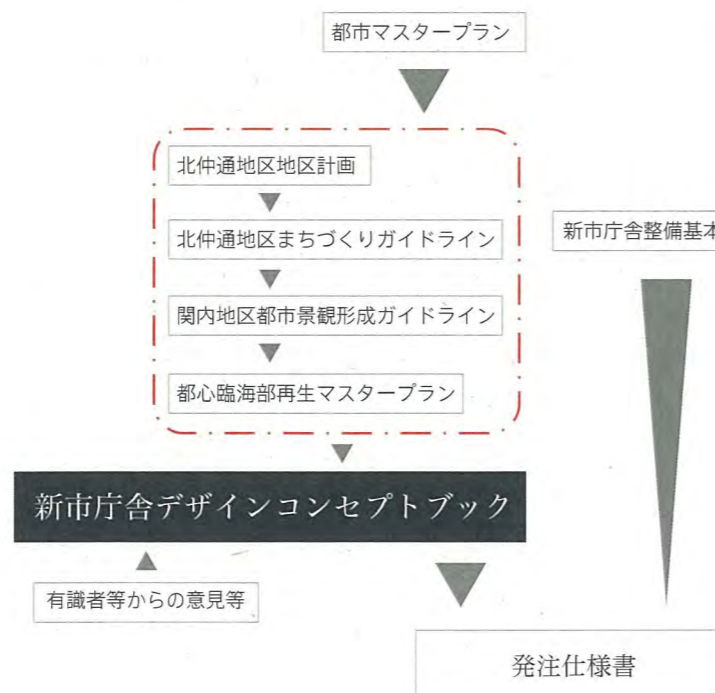
デザインコンセプトブックの目的

デザインコンセプトブックについて

新市庁舎を建設するにあたり、横浜市では新しい発注の仕方として設計・施工一括発注方式（以下、DB方式）を採用することとしました。また、横浜市は市民の皆様が横浜への愛着を持ってもらうべく、まちづくりの一環として都市デザインや景観調整の取組みを長年続けてきました。市庁舎というこれからの横浜市を象徴する建築を当地区につくるにあたり、DB方式の採用の現時点において、横浜市の考える市庁舎のあり方や新市庁舎がまちづくりで果たすべき役割について、事業者や市民の方々に事前にお伝えし、事業者からの提案にも反映できるようにするため、「デザインコンセプトブック」を作成しました。

コンセプトブックの位置づけ

本デザインコンセプトブックは都市マスタープランや北仲通地区まちづくりガイドライン、都心臨海部再生マスタープランなどの上位計画や、昨年度策定した新市庁舎整備基本計画、これまでのまちづくりの経緯などを踏まえ、DB方式による事業者募集時点において目標となる新市庁舎像や都市空間像を定めたものです。これらの骨格となる考え方については地区計画、都市景観協議地区でもある程度は担保されていますが、その地区計画、都市景観協議地区を読み込む際にも参考として下さい。更に事業者決定後の景観協議や設計を進めて行く際にも基本となる考え方として使用していく予定です。



参考とするガイドライン等について（抜粋）

1. 関内地区全体の方針

関内地区では、歴史的・文化的資産を保全・活用しながら、業務・商業機能を中心に、文化芸術創造活動など多様な機能が複合する多彩な都市活動が行われています。馬車道、山下公園通り、日本大通り、横浜中華街などの個性的な都市景観があり、緑の軸線構想、都心プロムナードなどの魅力的な歩行者空間の形成やオープンスペースの創出など、地元のまちづくり組織との協働などにより、様々な魅力づくりが図られてきました。また、開港の歴史を伝える歴史的建造物や土木遺構などは、様々な手法により保全・活用が図られ、現在の関内地区の街並みに欠かせないものとなっています。このような関内地区の特徴を伸長しつつ、次の4つの方針に基づいて、関内地区の街並みをさらに魅力的なものとし、世界に誇れる横浜の顔づくりを行います。

- I わかりやすく、奥行きと賑わいのある界限を巡り歩いて楽しめる街を創ります
- II 関内地区の街並みの特徴を生かし、ミナト横浜を感じる眺望が楽しめる街を創ります
- III 開港の歴史や文化の蓄積を活かしながら新しい文化を生み出す街を創ります
- IV 多様な都市機能がコンパクトに複合する、活力ある街を創ります

北仲通地区の方針

関内地区の歴史的景観を尊重し、関内地区とみなとみらい21地区の結節点としてふさわしい街並みを形成します。

<都市景観協議地区>

2. 北仲通地区まちづくりの目標

開港の歴史を継承した魅力づくり

- ・ミナト横浜の歴史の記憶を残すまちづくり（開港からの港の歴史の変遷を生かしたまちづくり）
- ・ミナトと都心を結ぶビューコリドーの確保
- ・栄本町線、万国橋通り沿いの連続的な街並み景観形成 ウォーターフロントの再生による魅力づくり（みなと横浜の再生）
- ・横浜都心固有の都市景観の形成（水辺景観地区形成）
- ・大岡川河口部周辺水際線プロムナードの整備と魅力的な水域の活用
- ・関内やMM21地区の歩行者プロムナードと、水際線プロムナードのネットワーク形成
- ・MM21地区と関内地区をつなぐスカイラインの形成

<北仲通地区まちづくりガイドライン>

3. 新市庁舎整備基本計画 整備基本方針

- ・的確な情報や行政サービスを提供し、豊かな市民力を活かす開かれた市庁舎
- ・市民に永く愛され、国際都市横浜にふさわしい、ホスピタリティあふれる市庁舎
- ・様々な危機に対処できる、危機管理の中心的役割を果たす市庁舎
- ・環境に最大限配慮した低炭素型の市庁舎
- ・財政負担の軽減や将来の変化への柔軟な対応を図り、長時間有効に使い続けられる市庁舎

<新市庁舎整備基本方針>

（参考）横浜の都市デザイン～都市デザイン7つの目標～

1. 歩行者活動を擁護し、安全で快適な歩行空間を確保します。
2. 地域の地形や植生などの自然的特徴を大切にします。
3. 地域の歴史的、文化的資産を大切にします。
4. オープンスペースや緑を豊かにします。
5. 海、川などの水辺空間を大切にします。
6. 人々がふれあえる場、コミュニケーションの場を増やします。
7. 形態的、視覚的美しさを求めます。

出典：横浜市都市整備局都市デザイン室（2012）「URBAN DESIGN YOKOHAMA」
<http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/design/pdf/udleaflet.pdf>

02. ミッション

新市庁舎のミッション

～開港の街から持続可能で豊かな国際都市へ～

人、自然、街がつながる開かれた市庁舎を具現化し、市民と共にOPEN YOKOHAMAを創出する。

開港の街として多様な文化の入り口を担って来た横浜。現在でも港は横浜のシンボルですが、それだけが横浜ではありません。これからの横浜を考えたときには、成熟した都市として、真の意味で国際的で、持続可能でありながら多様で豊かな都市となることが求められます。そのために新市庁舎は高層ではあっても権威的ではなく時代に抛らない、シンプルで品位のあるデザインであるべきと考えます。低層部の市民に開かれたスペースや、そこでの活動こそが横浜のシンボルであり、そこでの人、自然、街のつながりこそが市庁舎のあり方であると考えます。

ステートメント 1

開港の街であることが横浜の大きなアイデンティティとなっていることはこれからも変わりませんが、これから先の横浜は、その歴史性や進取の気質を尊重しつつ、持続可能で成熟した真に豊かな国際都市へと更なる進化を遂げる必要があります。新市庁舎はその姿勢を現したものでなければなりません。

ステートメント 2

これから先の未来を見据えたとき、これまでの横浜の歴史を知った上でその歴史に敬意を払いつつ新しいものをつくっていくことが重要です。新市庁舎においても、歴史を継承し未来につなげていくデザインによって横浜らしきをつくることを考えます。

ステートメント 3

新しい市庁舎は人と人、水辺のような周辺の自然、そして街と街とをつなぐ開かれた場とならなくてはなりません。市庁舎自体が大きなパブリックスペースとして、様々な活動や人々の暮らしの舞台となっていくべきと考えます。

ステートメント 4

新市庁舎が横浜市の象徴的な存在となりえらとすれば、それは決して権威的な容姿によってではなく、まさに OPEN YOKOHAMA の実現によります。それは多くの市民の参加なくしては実現できず、市庁舎は可変性やマネジメントによってその活動を支えていかなければなりません。



あらゆるものを受け入れる。
 ちょっと開かれたヨコハマへ。
 新しいものを次々と生み出せるヨコハマへ。
 開放的で自由な街に、心地よい風が吹き抜ける。
 OPEN. それは、みんなで創る
 未来のヨコハマの合言葉！

OPEN YOKOHAMA ステートメント

笑う。食べる。学ぶ。働く。遊ぶ。深呼吸する。生きていくうえで関わるすべてのことが、手の届く範囲の中にある。港と丘、文化と自然、歴史あるものと新しいもの。時には葛藤しながらも、様々なものをやさしく包み込み、人が、人と、人らしく、すごせる街。自然に、自分らしくいられる街。そんな街で、あなたとわたしが、出会い、認めあい、高めあう。それは、ここに暮らす人たちが自ら思い描いた、未来のヨコハマ。長い歩みの中で、異なるものを受け入れ、新たなものを生み出しつづけたヨコハマの、もう始まっている未来。いまと未来をむすぶのは、開港を経てヨコハマが育んできた真の多様性と、住みやすい環境を自分たちで創り出す市民のチカラ。ここにしかない自由で開放的な風が吹き抜ける。そんなヨコハマを、みんなで創りあげよう。

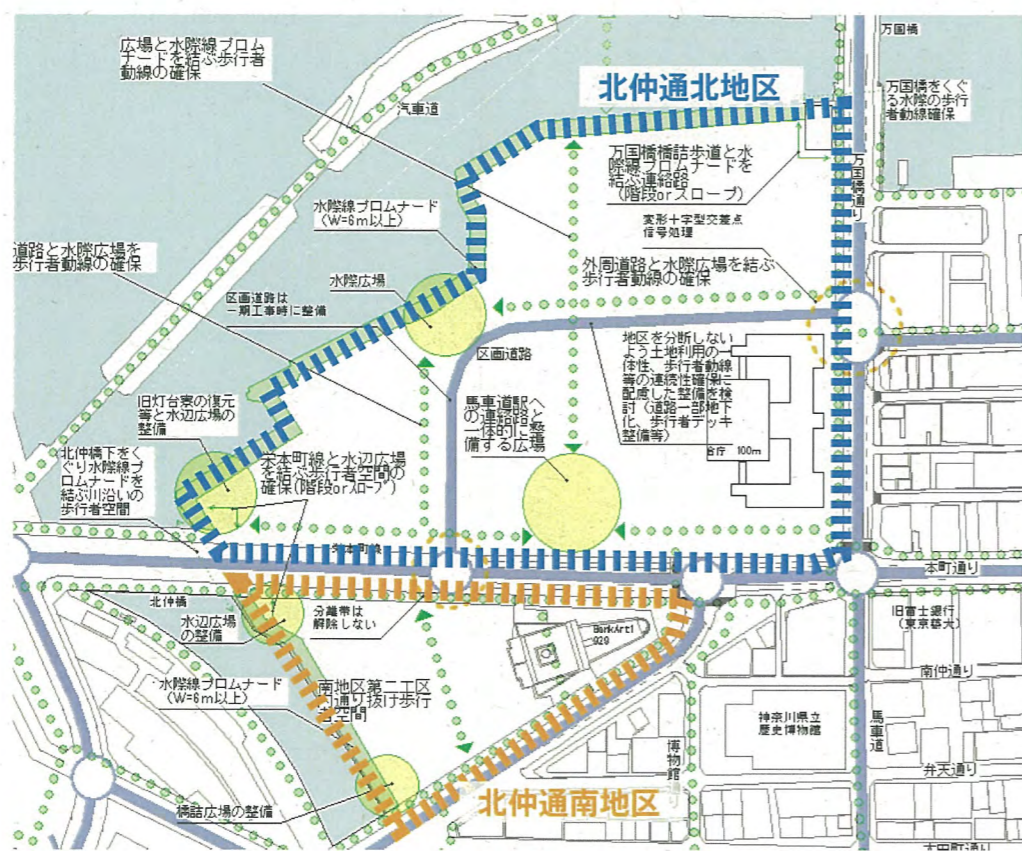
03. 地区特性と地区に建つ建築のあり方

03-1. 地区特性

地区における市庁舎としてのあり方

- ・北仲通地区全体、及び北仲通南地区は各エリアを結ぶまちの結節点です。
- ・地区に大切に残されてきた歴史的資産の活用が重要です。
- ・横浜らしい水辺に面した敷地であることを最大限に活かしていきます。

北仲通地区全体のあり方

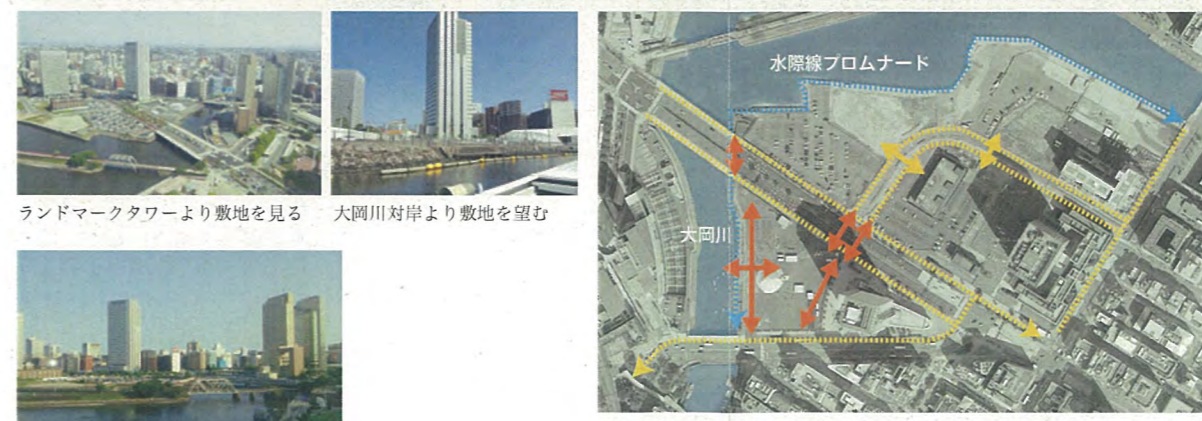
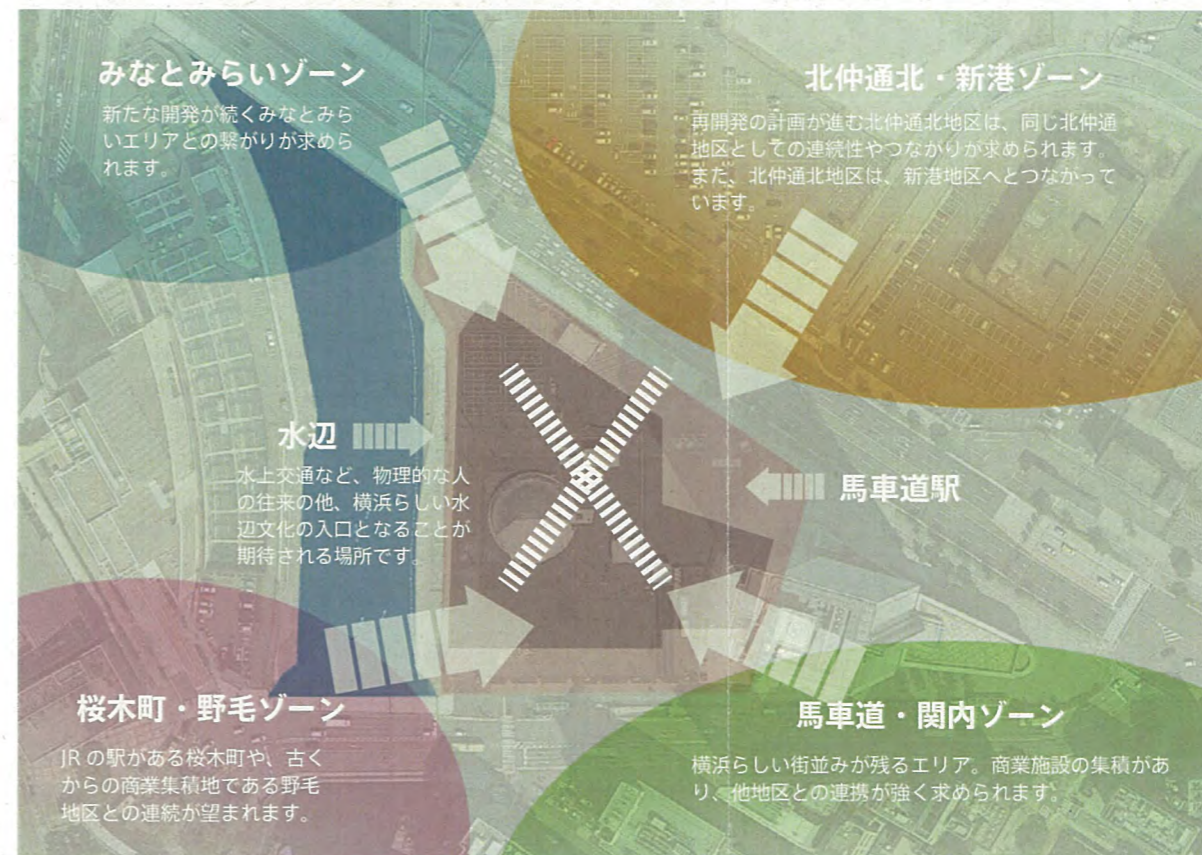


出典：横浜市 (2013) 「北仲通まちづくりガイドライン 変更版 (平成 25 年 3 月)」

北仲通地区は、横浜都心部において計画開発地であるみなとみらい 21 地区と既成市街地である関内地区、更には多くの観光客が訪れる水際線エリアや、多くの飲食店が集積する野毛といった横浜らしい特色あるエリアの結節点にあり、計画開発地のルールとの整合を図りながら、既成市街地との融合を図るべき地区です。また、業務機能を積極的に誘導するとともに、地域資源や文化芸術の持つ創造性を生かして、個性的なまちづくりを進めるべき地区です。一方、帝蚕倉庫や旧第一銀行、歴史的護岸といった開港の歴史を色濃く残す建造物や土木遺構のある、横浜を代表する景観を有しており、これらの歴史性を新しい開発の中で積極的に生かしていく必要があります。又、特に横浜らしい水辺空間の創出が求められます。更には、地域整備方針では、横浜の国際競争力強化に向け、業務機能、魅力的な文化、商業等の機能や高規格な居住機能等の導入により、多機能な国際交流拠点を形成することが位置づけられています。

まちの結節点～北仲通南地区のあり方～

市庁舎計画地は、みなとみらい、北仲通北、新港、桜木町、野毛、関内、馬車道といった横浜を代表するエリアを結ぶように位置しており、市庁舎が完成することで、エリア間の行き来の活性化が期待される「まちのノード (結節点)」となります。この結節点として機能する、横浜の街そのものが入り込んだような新しい市庁舎のあり方が求められます。また、北仲通北地区が地区の持つ赤煉瓦の歴史的建造物を基調としつつ新しい建築群をつくらうとしているのと同様に、北仲通南地区においても地区の持つ旧第一銀行や古い護岸の歴史性を尊重しつつも、新しい建築をつくる事によって地区の個性や活力を生み出すことが必要です。また、横浜らしい水辺空間に面して建つことを最大限に活かした建築計画であるべきと考えます。



北仲通南地区が整備される事で、通り抜け動線や水際線プロムナードなどまちとのつながりが強化され、回遊性が高まります。

03. 地区特性と地区に建つ建築のあり方

03-1. 地区特性

周辺の歴史的資産

・旧第一銀行

旧本店別館（現横浜アイランドタワー低層部） 本町六丁目
昭和4年（1929年）に第一銀行横浜支店として建築され、昭和55年（1980年）からは当行本店別館でした。本町からみなとみらい地区につながる道路にあたる位置にありましたが、曳家（ひきや）工法によってバルコニー部分が移設され、文化芸術、経済振興と魅力的な都市空間形成を融合させた横浜市の都市ビジョン「クリエイティブシティ・ヨコハマ」の推進拠点という機能を担い、新たな歴史を重ねています。横浜市歴史的建造物に認定されています。

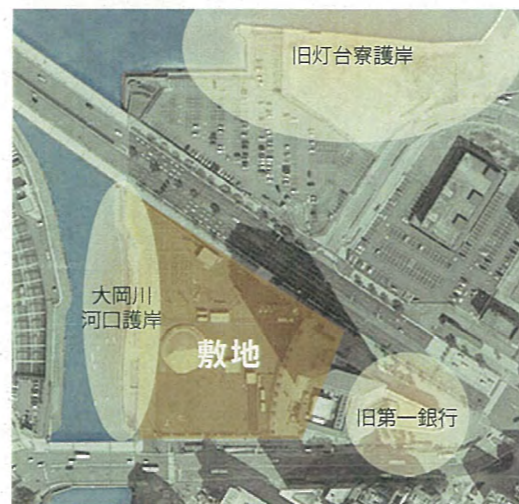
・旧灯台寮護岸

旧灯台寮護岸がある場所は、明治2年に灯台台役所が設置された「灯台事業発祥の地」です。英国人技師リチャード・ヘンリー・プラントンらが、この地で日本の灯台網整備の計画を行いました。

・大岡川河口護岸

大岡川河口周辺は、明治5年（1872年）初代横浜駅（現在のJR 桜木町駅）が開業し、陸運と水運の拠点として大いに賑わった要所です。ここに明治初期英国人技師プラントンの設計により石積護岸が整備されました。荷揚場の階段と共に一部が保存・復元されています。また、明治初期に関内の外国人居留地一帯には、プラントンの設計による陶管製の下水道が敷設されましたが、人口の増大と衛生状態の改善の目的で明治14年（1881年）、日本人技師三田善太郎の設計により煉瓦造の下水道建設に着手しました。ここに居留地の下水の大岡川方流口の遺構が残っています。

北仲通北地区では、地区内に残る旧帝蚕倉庫、旧帝蚕倉庫事務所等歴史的建築物の利活用や低層部高さ21mで街並をそろえ、煉瓦等歴史を尊重した外観の統一を図っています。また、歴史的護岸を復元、再生する護岸整備を行っています。

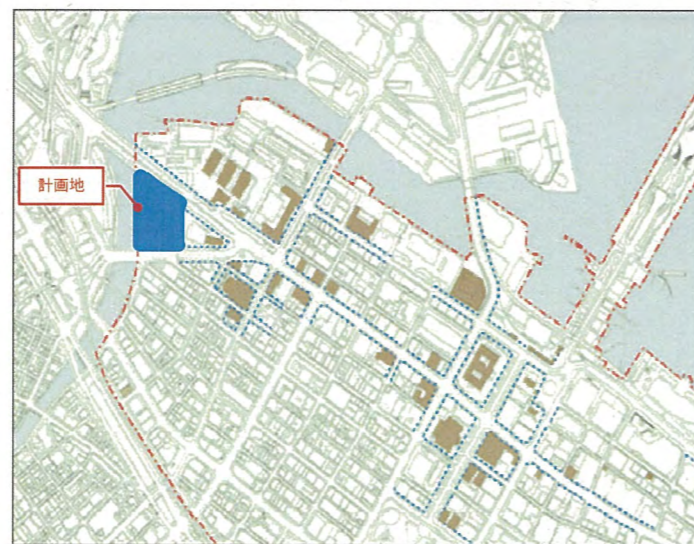


旧第一銀行

旧灯台寮護岸



大岡川河口護岸



区内地区別の景観保護地区 歴史的建造物（土木遺構も含む） 歴史的景観の領域と見守り範囲



横浜らしい水辺を活かす。



敷地は横浜らしい水辺に面しており、大岡川越しにみなとみらい21地区のスカイラインを望める上に、明治時代の護岸や荷揚場が残され、かつての水運の痕跡を今に残しています。

現況のイメージ



上空からの眺め



大岡川北側から大江橋を臨む



対岸から敷地側水辺を臨む

水辺の活用イメージ



大岡川水辺の活発な市民利用



大岡川を巡る遊覧船



大岡川沿いの桜並木

03. 地区特性と地区に建つ建築のあり方

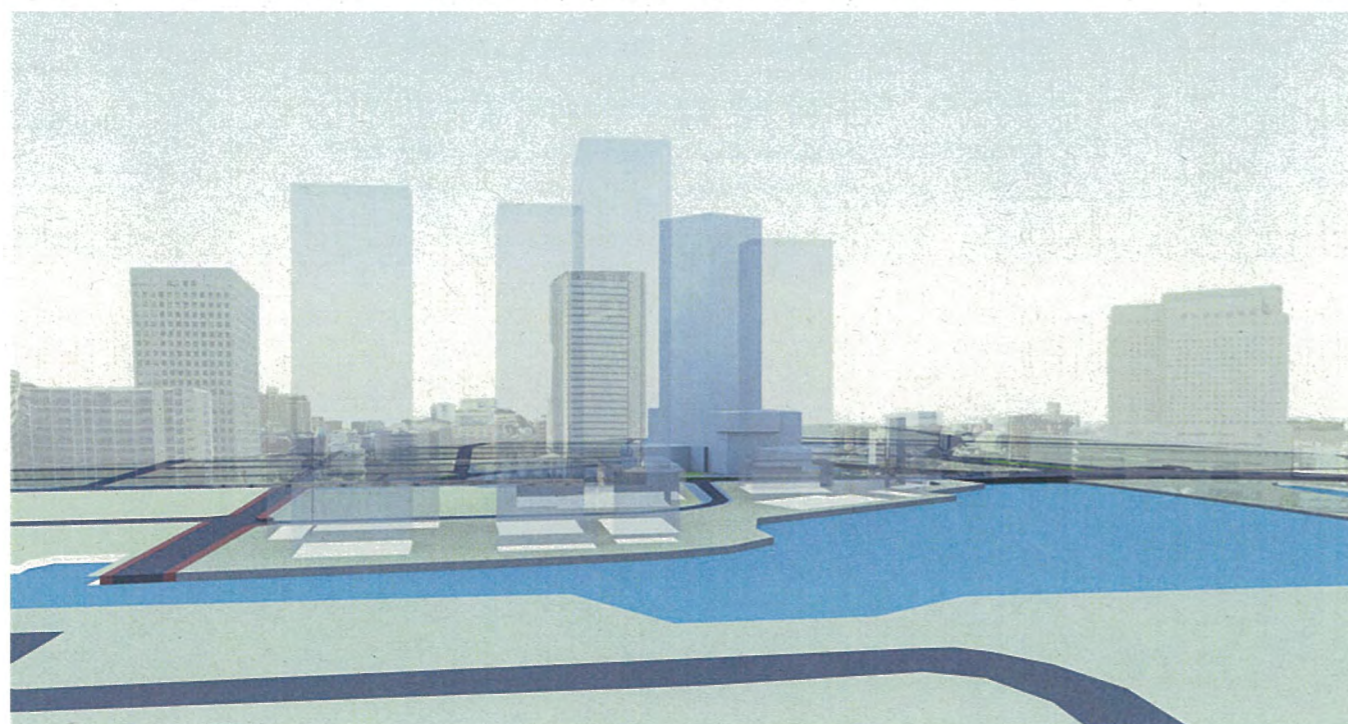
03-2. 地区に建つ建築のあり方

高層建築群として景観を形成する

- ・遠景 北仲通地区の高層建築群の一部として調和のとれた群景観に配慮します。
- ・中景 北仲通南地区と北地区とでつくり出すゲート性を意識します。
- ・近景 北仲通南地区内におけるアイランドタワーとの調和を考慮します。

北仲通地区としてのまとまり～遠景～

みなとみらい21地区の建物群は、ランドマークタワーを中心に、海に向かうにつれてなだらかに高さを下げていくスカイラインを描くように工夫することで、横浜を代表する景観をつくり出しています。隣接する北仲通地区に建つ一連の建築群も遠景として見た時の、群としてのまとまりや調和を意識することが重要です。現在、北仲通地区に建つアイランドタワーや第二合同庁舎だけでなく、計画される他の高層棟との関係を想定して新市庁舎を考えなくてはなりません。



北仲通北地区と一体になって形成するゲート性～中景～

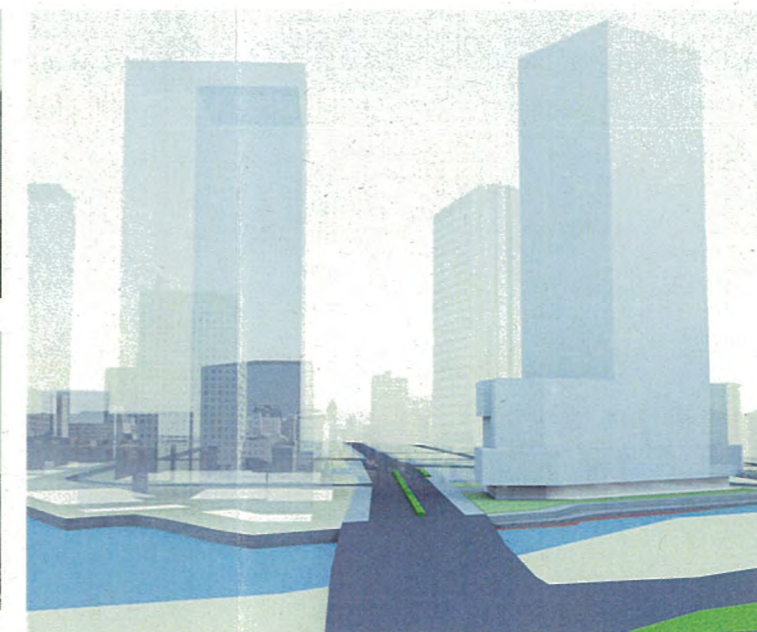
栄本町線北仲橋付近の沿道部分は、北仲通南地区と北地区とでつくり出すゲート性に配慮した建物デザインとします。ここでいうゲート性とは単に向かい合う単体のビルと高さを揃えるといったことではなく、北仲通北地区のビル群と南地区のビル群の関係性を指します。北仲通北地区では、デザインガイドラインを基にあるまとまった建築群をつくり出すことを目標としています。そのまとまりある北仲通北地区の高層棟や基壇部と対をなす北仲通南地区としてのあり方が重要となります。それぞれの地区が持つ特性や機能などを意識し、特に大岡川を渡る際の2地区の関係や見え方については注意深く、ボリュームや高さ、形状、素材、色彩などについて工夫する必要があります。



丸ビルと新丸ビルの高層と低層部がつくるゲート性



日産グローバル本社と富士ゼロックス



北仲通南地区内におけるアイランドタワーとの調和～近景～

北仲南地区に建つアイランドタワーについては、横連窓や縦シャフト、素材の切り替え等によって建築のボリュームを分割することでシンプルでありながら圧迫感の少ない美しいプロポーションを実現していると考えています。また、全体は足元の旧第一銀行にそろえた明るい白系とし、窓やメッシュ部分のコントラストを高めています。新市庁舎はこの建物の隣に建つことを意識し、アイランドタワーとの調和に配慮して、北仲通南地区としての特徴を活かした計画とすることが求められます。



04. 新市庁舎のあり方

04-1. 新市庁舎の構成

新市庁舎建築のあり方

高層：成熟した国際都市にふさわしい、シンプルで美しい高層部分のデザインを考えます。
低層：低層部での活動や賑わいが新市庁舎におけるシンボルとなります。

一般的に市庁舎、特に高層での市庁舎は否応無しにシンボル性を持ってしまふものですが、新しい市庁舎におけるシンボルとは、建築そのものが象徴性をもって存在するのではなく、“市役所という場で行われる「日常的な市民生活」が非常に豊かである”ことや、“市役所が豊かな市民生活の舞台として存在する”ということと考えます。したがって、外部空間も含めた低層部こそが新市庁舎として重要になります。また、高層部分については、環境への配慮を積極的に行なうことや、それを可視化することで、持続可能な未来をつくる姿勢や成熟した都市としての品位を現すことが重要です。

高層部のあり方

適切な分節や使用する素材などを通してシンプルで成熟都市にふさわしい品位ある美しいタワーを指す。また、快適なオフィス環境を目指すため、自然換気やルーバーなどの環境性能技術を積極的に取り入れ、それらが外観に表すことは積極的に行う。決して華美なものや装飾的なもの、権威を表すようなデザインである必要はなく、機能ある形態を求めます。また、隣接するアイランドタワーや北仲通北地区のその他の高層棟との関係を特に配慮する必要があります。

高層部のイメージ



富国生命ビル
ドミニクペロー

ガラスという単一の素材ながら低層部にかけて動きのあるデザインで品のある変化をつけた事例

電通ビル
ジャンヌーベル

富国生命ビルと同様単一素材ながら微妙な変化（シルクスクリーン）を用い環境配慮や視線のコントロールを行っている事例

新マルビル
マイケルホブキンス

高い環境性能を持ちつつ街並みに調和した端正な外観を実現。周辺ビルとの群によって景観に配慮した事例

NY TIMES
レンゾピアノ

構造体と環境性能装置である縦シャフトを外観デザインの特徴とし、シンプルで品位の在る高層棟の事例

コメルツ銀行
ノーマンフォスター

数階ごとに設けられたスカイガーデンや開閉式の窓による自然換気など、環境性能のための装置とデザインが一体的になった事例

低層部のあり方

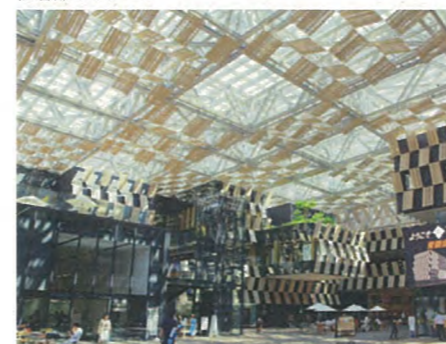
“市役所という場で行われる様々な活動が非常に豊かである”“市役所に豊かな市民生活がある”という状態を可視化することで、人々の活動そのもの、その風景こそが新しいシンボルとなる市役所を創出していきます。そのために先進的な低層部の「開かれ方」（空間的にも運用的にも）を目指し、将来的な空間の可変性や空間マネジメントについても検討していく必要があると考えています。



低層部の構成： 様々なスケール、機能が混在する街のようなスペースの配置

市民の日常的な憩いの場や、公的な行事を含んだイベントの舞台として、新市庁舎のパブリックスペースが横浜市を象徴するようなオープンな賑わいの場所として機能することを期待しています。そのためには屋根付き広場のように、広く天井の高い空間から、市民がちょっとした活動の場として使えるような小さなスペースまで、様々なスケールの空間を設ける必要があります。また、それらが来街者と上手く、見る、見られるの関係を結んでいることや必要な設備が準備されていることも重要です。さらに、商業施設を単に集約して配置するのではなく、市民活動のためのスペースなどと機能的に結びつくことで、街がそのまま市庁舎に入り込んだような連続性や多様性を確保することが重要です。また、活動の将来的な持続性や、新たな可能性を担保するために、空間や設備の可変性についても考慮する必要があります。大岡川で行われている水上のアクティビティや、川沿いのウッドデッキ上の市民の憩いの場が、建物低層部へ延長していくような設えとし、相互に「水辺を開く」（後述）ことが重要です。

低層部のイメージ



アオーレ長岡
様々な場所で様々なコトが起きていることが視覚化されるアトリウム空間。市議会も可視化され開かれた場所を象徴している事例。



グランドプラザ富山
公共空間でありながら専属のマネジメント組織が置かれ、常に多様な活動が行われています。そのことによって利用率100%の賑わいを街に生み出す装置としての役割を十分に果たしています。



武雄図書館
民間活力を利用しこれまでないサービスや開放性を持たせる事でwin-win-winの関係をづくり出した事例。



シンガポールシティギャラリー
都市の発展の歴史や街づくりの技術を紹介しているビジターセンター。展示物を鑑賞するだけでなく、都市計画を実際に体験できるゲームがあるなど子供から大人まで楽しみながらシンガポールの都市計画を学べるよう工夫されています。

04. 新市庁舎のあり方

04-2. デザインのポイント ～ 広場

広場のあり方について

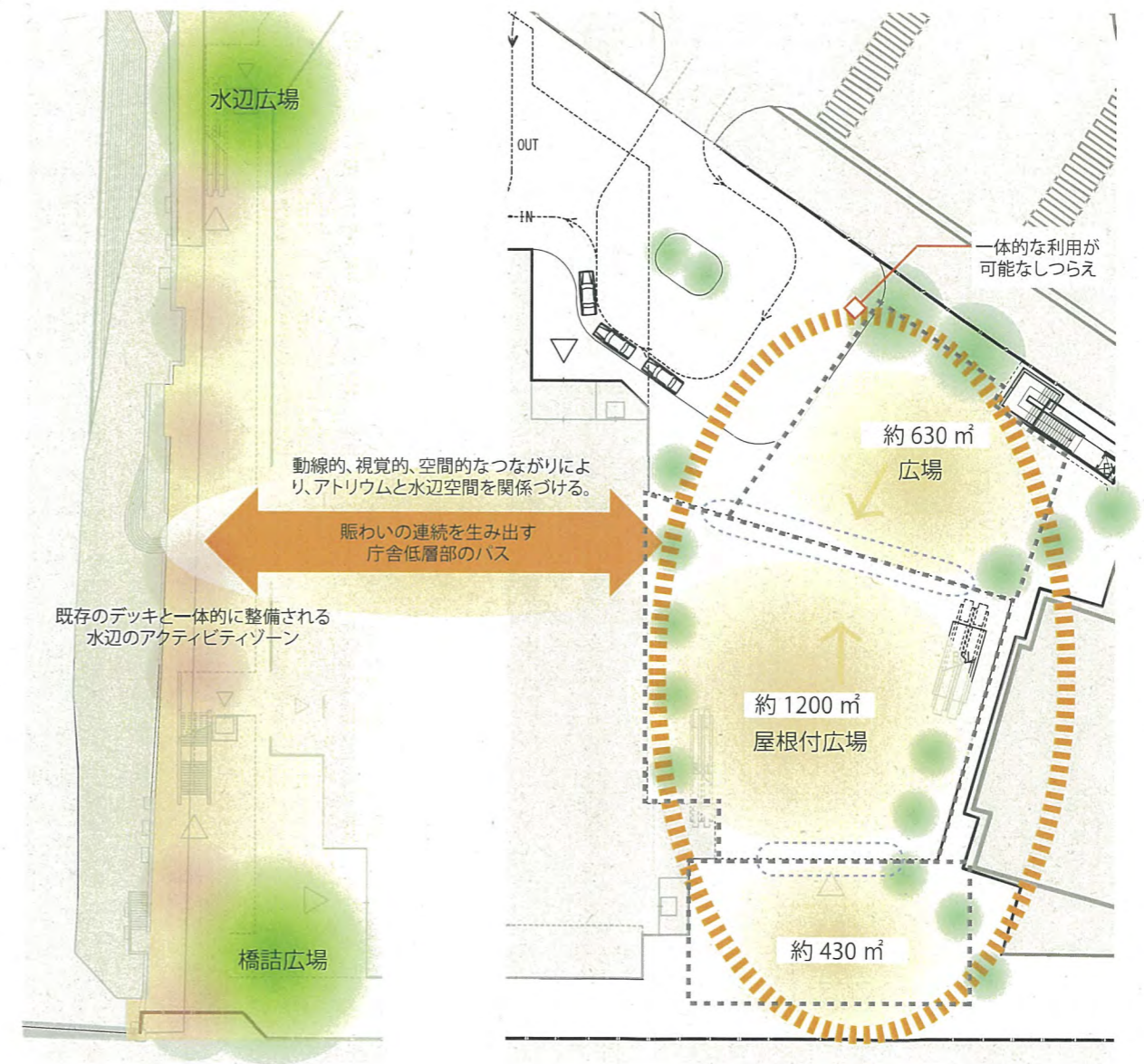
- ・屋根付き広場は開かれたイメージとし、多方向からの動線の結節点の中心であると同時に多様な活動の場とします。
- ・屋根付き広場、外部広場、水際線のオープンスペースはつながりを意識し、一体的に使えるよう考慮します。
- ・広場（屋根付き、屋外ともに）は多様な活動に対応できるつくり、しつらえとします。

屋根付き広場は馬車道駅から直接アプローチが出来ることに代表される様に、多方向からの動線の結節点の中心であると同時に、多様な活動に対応できるにぎわい拠点としてのしつらえが求められます。人々に交流を促す快適な広場状空間を創出するとともに、誰でも気軽に利用できる場の提供を行い、街角には休み、憩える場を創出します。また、敷地内や屋内の通り抜けができる空間を創出し、新しい回遊ルートを創出し、地区内は積極的に緑化を図ることとして、緑溢れる潤いのある空間の形成に努めます。また、賑わいの形成や災害時の活用などに配慮すると共に、積極的に地域へ開放した空間の形成に努めます。

屋根付き広場のあり方について

	横浜市庁舎市民広間	せんだいメディアテーク	丸ビル 丸キューブ
屋内			
半屋外 (屋根あり)			

外部広場と屋根付き広場の関係性



屋根付き広場については地区計画でも位置づけられ、みなとみらい線馬車道駅や横浜アイランドタワーとの接続、北仲通南地区との横断歩道による接続、また市民利用や様々な活動の舞台、にぎわい拠点として、庁舎におけるパブリックスペースとして中心的な役割を果たす場所として期待されています。また、水辺空間や商業施設との動線的、空間的、視覚的なつながりが求められます。今後は多様な活動の受け皿として、屋根付き広場を中心とした市民利用スペースや商業施設の総合的なマネジメントについて、検討していく予定です。今後の多様な使われ方や将来的なニーズに対応できるように必要十分な設備と空間的可変性が求められます。また、パッシブソーラーなど、大空間の環境負荷の軽減や、外部広場とのつながりを感じさせる連続した緑化など総合的な環境配慮を行うことも求められます。

参照：大岡川河川再生計画のあらし (神奈川県発行)

04. 新市庁舎のあり方

04-2. デザインのポイント ～ 水辺

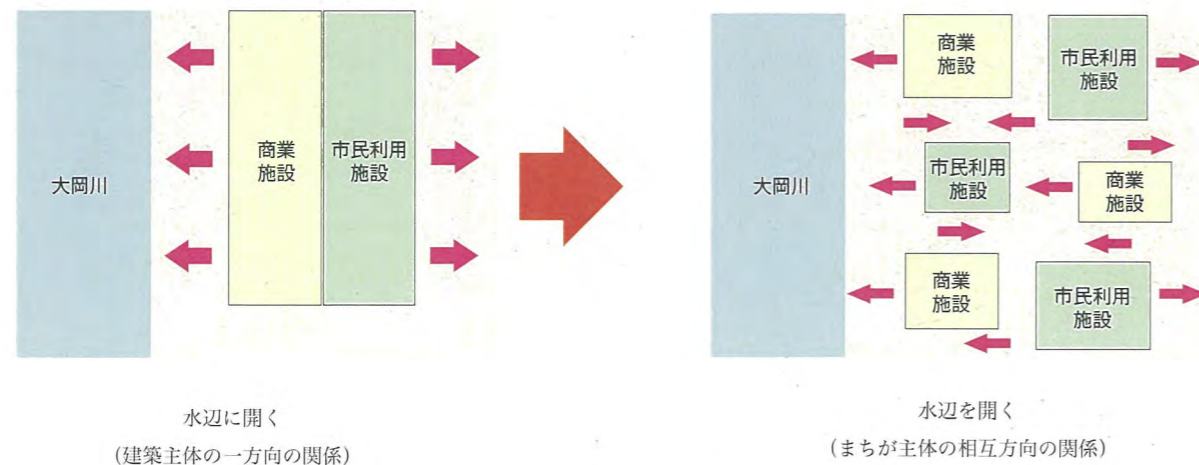
水際の親水性の向上と水域の利用

- ・ 水辺「に」開くのではなく水辺「を」開きます。
- ・ 将来的な水上交通の可能性や水辺における賑わいの多様性を考慮しサポートします。

水際線プロムナードや大岡川のつながりを意識しながら、大岡川に沿ったプロムナードの整備の一環として親水性が向上するよう工夫し、人々の休息の場としての公共空地を整備したり、横浜都心固有の都市景観であるウォーターフロントが再生するよう努める必要があります。また、市民が自由に利用できるよう、24時間開放された空間とし、都心部における貴重な水辺空間として、利用者が快適に過ごせる空間の設えや、イベント等の実施が可能な広場など、魅力的で賑わいのある変化に富んだ空間が必要です。水際線になる歴史的護岸や、試験灯台の復元など、港に隣接し発展した当地区の歴史を継承する資産の保全活用方法とあわせて検討することも重要です。

水辺「に」開くから水辺「を」開くへ

水辺に商業施設を集約し、形式的に「水辺に開く」のではなく、大岡川で行われている、水上のアクティビティや、大岡川デッキ上の市民の憩いの場が新庁舎低層部へ延長していくような設えとすることで、「水辺を開く」ことが、川沿いに賑わいを創出し、市庁舎全体に活発な市民活動を展開させるためには重要であり、そのための多様なオープンスペースや、商業施設の配置が必要になると考えます。ここでの「賑わい」とは、単に商業施設のみを指すのではなく水辺のアクティビティや水上交通、楽器の演奏等パブリックスペースでの活動全てを意味しています。



水辺の賑わいを創出する

大岡川を使って行われる水辺のアクティビティをはじめ、屋内外で行われる市民活動こそが、水辺での賑わいを創出します。商業施設は、活動のサポートや、市民活動の切っ掛けづくりに用いられることが望ましく、また、平日休日問わず常時賑わいを創出するために、コワーキングスペースをはじめとした、滞在型の施設の導入等も視野に入れながら検討を進めることも必要です。

また、商業施設に関しては、商業目的を最優先とするのではなく、低層部の活性化や周辺との連携を強化することが主目的であり、各店舗の配置、規模もこれらを視野に入れた計画で検討を行います。店舗として使われない場合には、屋根付き広場やパッサージュの一部となったり、市民活動のスペースとして活用できるような可変性を確保することで、賑わいが保たれるような工夫が必要です。



水辺やそこでの活動と見る見られるの関係をつくる事も水辺を開く為に重要な工夫の1つです。



水辺に人が憩う姿を現す計画を行うことは賑わいの創出につながります。



大岡川では実際に水辺の市民利用が活発に行われています。



歩道としてだけでなく人々の活動を促す溜まり場をつくることも大切です。

04. 新市庁舎のあり方

04-2. デザインのポイント ～ 歴史・ファサード・夜景

本計画地の歴史的資産

- ・地域の持つ歴史性の尊重を、高度なデザインへの工夫により表現します。(調和と対比を上手く使うなど)
- ・歴史性を共通項とした北仲通南地区の連続性を意識しつつ、新しい建築としてつくります。
- ・歴史的護岸や北仲通北地区の一連の歴史性とのつながりをつくります。

北仲通南地区では地区に残る旧第一銀行に代表される歴史性を尊重します。アイランドタワーが旧第一銀行と色調をそろえながらも素材は変える事で、新旧の調和とコントラストを強調したように、今計画に置いても旧第一銀行と単に素材や高さをそろえるのではなく、高度なデザインによって歴史性の尊重を新しい建築として表現します。また歴史的建造物の高さを基に、北仲通南地区の一連の建築が連続性を持ち、整合性の取れたスケールによって低層部を構成することが望ましい。直接的な形態で歴史的建造物を尊重したデザインを新庁舎に取り入れるだけでなく、水辺の歴史的護岸や北仲通北地区の歴史的建造物などを見られる場所にカフェや休憩スペースを設ける等して、周辺の歴史的建造物や歴史的遺構にふれる機会を意識的にふやす間接的な工夫も必要です。



1. 現在の旧第一銀行とアイランドタワー 2. アイランドタワーの低層部と旧第一銀行の関係。 3. 横浜気象台：歴史的建造物への増築にモダンなRCを用いて全体としては新旧のコントラストを強めながらも、高低差を利用して新館の高さを抑えたり、縦強調の開口部プロポーションやその上部のディテールを旧館と揃えるなどして歴史的建造物への配慮をした事例。4. ニーム現代美術センター：歴史的建造物であるカレ・ダールと対峙する形で設計された美術センター。歴史を見る視点場としての場づくりの事例。

ファサードのあり方について

- ・大岡川沿いの低層部ファサードは人々を迎え入れ、憩える様、工夫と配慮をします。
- ・議会部分には必要な機能を効率的に配置しつつ、市民に分かりやすいよう視認性を持たせます。

議会部分の視認性について

議会部分は二元代表制の象徴として、全体のバランスを考慮しつつ外観上の違い、視認性を求めます。ただし、開かれた議会を表すなど、機能性とあわせて外観上の工夫を行って下さい。また、大岡川やランドマークタワー、動く歩道などのビューポイントからの視認性にも配慮した計画とします。

大岡川沿いのファサードとデッキ

低層部の活動が象徴となる市庁舎を目指していること、桜木町駅からのアプローチが弁天橋付近となること、大岡川に向けて開放空間があることなどから、大岡川沿い低層部のファサードのつくり方は、この建物の非常に重要な要素となります。商業施設や市民の活動スペースの配置、歩行者デッキの設置など、ファサードのあり方に影響する多くの部分が集中するため、市庁舎の顔としてのデザインが求められます。また、低層部と呼ばれるボリュームがかなり大きくなること（高さや長大な壁面）を認識し、歴史的建造物の高さやスケールも考慮して、それらへのデザイン的な工夫と配慮が必要となります。



川に面し建物と一体的に整備された、歩行者空間とファサード

夜景について

- ・低層部やアトリウムから漏れる光、植栽・水辺空間などを利用して魅力的な夜の光環境を生み出します。

夜間の賑わいを創出するよう、室内から漏れる光を意識してファサードのデザインを工夫し、落ち着いた色温度のある夜間の街路景観を演出します。また、樹木のライトアップなどを用いて水際の夜間景観を演出し、不快な照明環境を創出しないよう注意しながら、広場状空地の特徴に応じた夜間照明のデザインを行います。



落ち着いた色温度で統一された象の鼻パーク

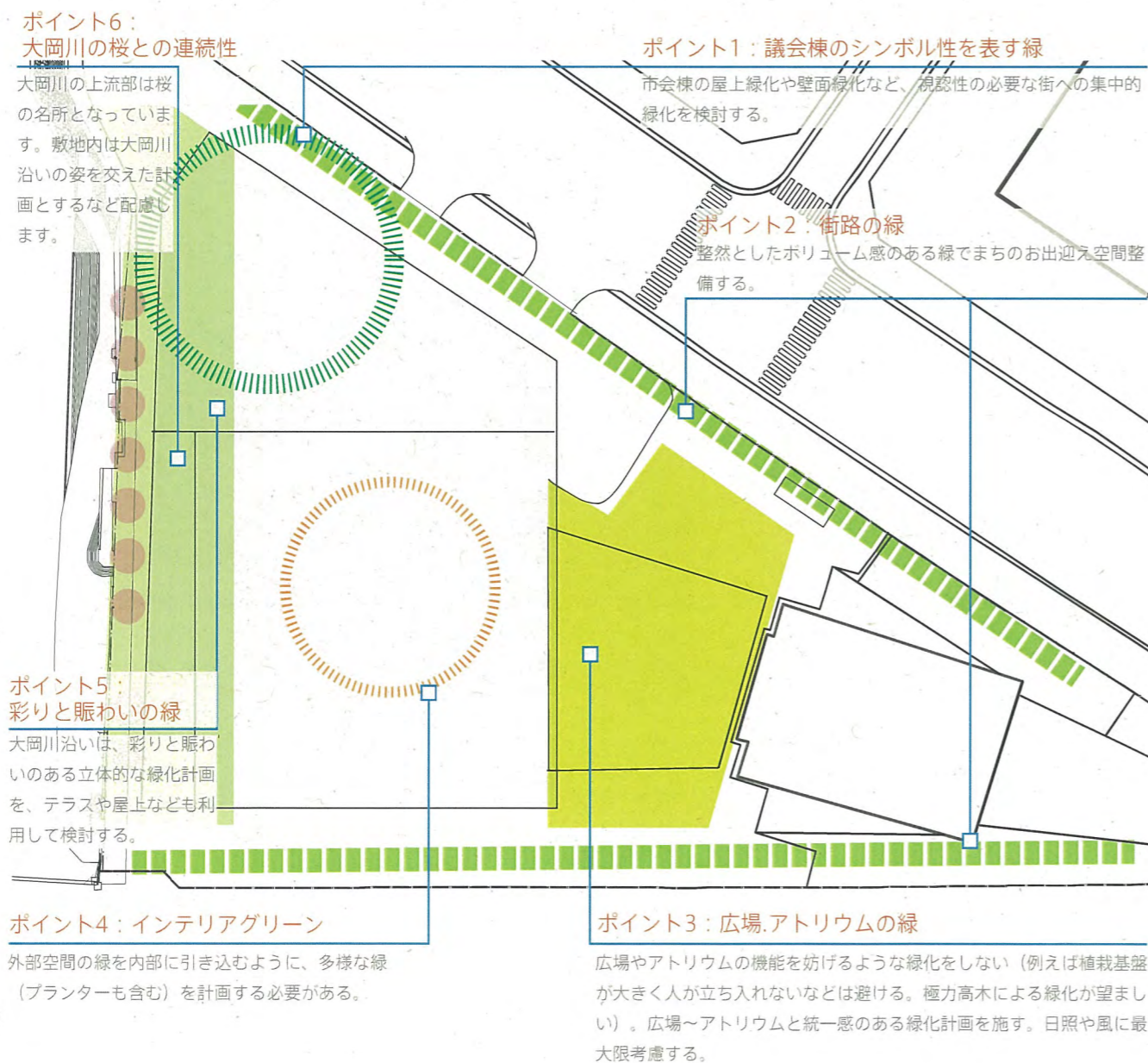
04. 新市庁舎のあり方

04.3. 環境

緑化について

- ・周辺環境や建築と調和した緑空間を創出します。
- ・横浜らしさを感じ、横浜市の象徴となるような、大胆で魅力的な緑化空間の整備を行います。

本市では、みどりアップ計画に基づき、緑の保全・創造に力を入れて取り組んでいます。26年度からスタートしている新たなみどりアップ計画では、市民が実感できる緑の創出を目指し、多くの市民の目に触れる場所での緑化を強化しています。新市庁舎の整備に当たっては、緑の取組に力を入れている横浜市の象徴となるような、大胆で魅力的な緑化が求められています。



緑化の質

- ・緑化は建物周囲または建物内部からの視認性、公開性の高い緑化とします。
- ・周辺の景観と調和するとともに、生物多様性にも配慮し、高・中・低木、草本等を効果的に組み合わせた多彩な緑化とします。
- ・緑の多面的機能の面からも、維持管理の面からも、極力地上階における植栽に努めます
- ・メインエントランスは、高さやボリューム感のある、特徴的な緑化とします。
- ・屋根付き広場には、潤いのある魅力的な緑化空間を設置します。
- ・ペDESTリアンデッキは、壁面緑化や高さのあるコンテナ緑化などで潤いを持たせます。



建築内外から視認性、公開性の高い緑化



ペDESTリアンデッキのコンテナ植栽



室内の緑化



周辺環境と調和した緑



屋根下空間における植栽



低中高木、草本類と多彩な植物を組み合わせた緑空間

04. 新市庁舎のあり方

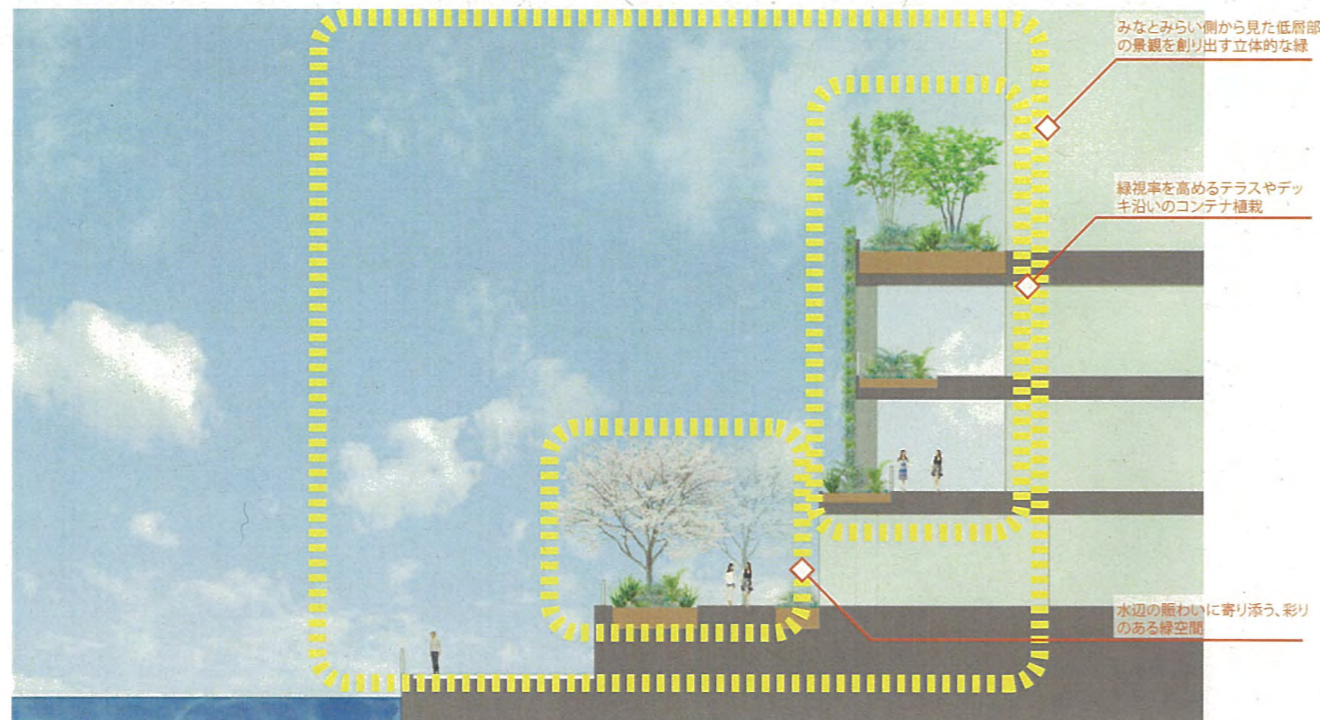
04-3. 環境

横浜市の象徴となる緑空間を目指して

- ・ 建築のファサードと一体となって環境を生み出す大岡川の緑を計画します。
- ・ 人々の営みに寄り添う広場の緑をしつらえます。

大岡川の緑について

大岡川に面したエリアでは、テラスや屋上緑化、壁面緑化等を使った立体的な緑化を行い、建築のファサードと一体となって良好な環境を生み出す緑を創出するとともに、大岡川の桜や四季折々の表情を魅せる多様な植物が水辺空間を彩る計画とします。



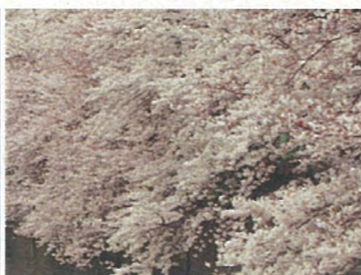
都市緑化技術を用いて立体的な緑を構成し、大岡川の緑視率を向上します。



建築と一体となって良好な緑環境を創出している例 (アクロス福岡)

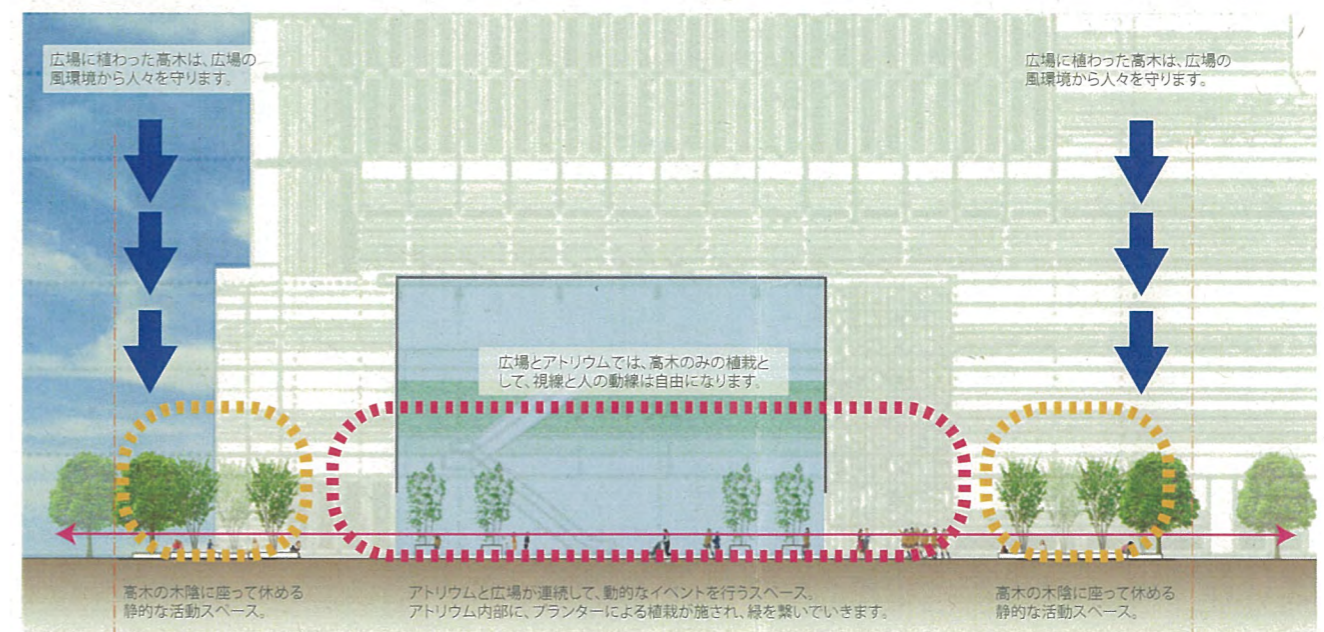


大岡川沿いには、多くの桜が植えられ、花が咲く季節には桜を見に多くの人々が大岡川を訪れます。



広場の緑について

広場の緑は、屋外及び屋根付き広場を連続的に捉え、緑のつながりを考慮します。また、緑は高木を中心に構成し視認性の高い計画とします。植栽柵のベンチ化や緑陰の提供、ビル風から人々を守るしつらえ等、この場所に植えられた緑が人々の営みを支える、仕組みづくりを行います。



広場空間は、高木を中心とした緑の谷を形成し人々の営みを守ります。



広場の緑は、人々の活動を妨げない高木中心で構成され、風対策や木陰をつくる等、ここで活動をサポートする機能を重視します。また、高木の植栽柵をベンチにする等、人々の活動スペースとの連携を高めます。



建築や周辺環境と一体的にデザインされたシンボルツリーが緑陰を生み出すすのき広場 (関内)

共通事項

- 北仲通南地区に係る都市計画や北仲通地区まちづくりガイドライン、関内地区都市景観形成ガイドラインなどを踏まえた計画とすること。
- 周辺の歴史、文化及び風土に配慮した素材、工法及び構法その他の手法により、地域の街並みと調和する計画とすること。
- 横浜市の顔としての魅力とにぎわいの創出に向け、憩いの広場や情報発信コーナーその他、地域の人々が庁舎への親しみを持ち、気軽に立ち入れるよう開放的な空間と施設計画とすること。
- 外壁、屋根、内壁、床など主要な仕上げに係る設計については、華美とならないようデザイン、仕上げ等に十分配慮すること。
- アトリウム、ペDESTリアンデッキ及び歩行者用通路など、快適な歩行者空間づくりを行い、ひとが自然に集い街のにぎわいを生み出す景観を形成する計画とすること。
- 桜木町駅・馬車道駅から市庁舎を結ぶ人の流れを意識し、人の流れを呼び込める魅力ある計画とすること。
- 当地区は、MM21地区と関内地区を結ぶ結節点、回遊拠点であるため、水際線プロムナードも含め、地区内だけでなく馬車道などと有機的に連続性を確保するなど、周辺を含めた歩行者動線ネットワークの形成を図ること。
- 人と車の動線分離に配慮し、人の動線の安全性、利用しやすさなどを優先した動線計画を行うこと。
- 歩行者空間は、水平方向だけでなく、地下から地上、地上からデッキレベルなどの垂直方向の移動についても、安全で利便性の高い歩行者支援施設の整備を図ること。
- 緑の取組に力を入れている横浜市の特徴となるような、大胆で魅力的な緑化計画を行い、市民が実感できる緑の創出を行うこと。

外観計画

- 人、自然、街がつながる開かれた市庁舎であることが外観に現れ、低層部と高層部とがそれぞれ異なる表現で、横浜の新しい都市景観に寄与するような外観デザインの形成を図る計画とすること。
- 周辺都市景観に調和しつつ、先進性の中にも親しみがあり、長期にわたって飽きのこないデザインとし、将来における景観形成に対し先導的な外観デザイン計画とすること。
- 周辺環境に配慮し、港からの魅力と品格のある眺望景観を形成するとともに、街の賑わいを形成するための商業施設などの計画にも配慮すること。
- みなとみらい21地区と既存都心部である関内地区の接点であることを象徴する超高層建築物とし、最高高さは、TP+0m～0m程度とすること。(TP+3.1mをGLと想定)
- スカイラインの形成について、周辺の街並との調和を図るため建物の高さについては、既存の街並との連続性(横浜アイランドタワーからランドマークタワーに向けてのスカイラインなど)を考慮するとともに、敷地内においても建物の高さを段階的な構成とすること。
- 議会部分は、外部からの視認性に配慮した象徴的な外観とすること。
- 北仲通南地区第二工区の建物低層部の主要な部分のデザインは、第一工区の旧第一銀行のデザイン(高さ約15m)に対してその高さや色調を揃えながらも材質は変えるなどで新旧のコントラストを強調するなど何らかの方法で考慮すること。
- 高層部は中低層部よりセットバックした位置に配置し、あわせて中低層部の軒高を揃えることなどにより、開放的な通景空間と街並みの連続性を確保すること。
- 栄本町線北仲橋付近の沿道部分は、北仲通・関内地区へのゲート性に配慮した建物デザインとすること。(沿道中低層部分)
- 街並みにおける建築物などの圧迫感を軽減するため、分節化するなど建築物などの高層部のデザインを工夫すること。
- 都市景観協議地区図に示す「眺望の視点場」からの眺望を保全・創造するよう、建築物を配置すること。
- 関内地区の街並みに調和し、魅力あるスカイラインを形成するよう、建築物などの頭頂部のデザインを工夫すること。
- 近景・遠景など、複数のビューポイントからの景観に配慮したスカイラインとすること。
- 都市景観協議地区図に示す「眺望の視点場」からの夜間の眺望景観を魅力的に演出すること。
- 旧第一銀行ファサードへの配慮、水辺の憩い空間の整備など、歴史的資産や周辺の景観・環境資源を生かしたデザインとすること。

屋根付広場(アトリウム)

- アトリウムは開かれたイメージとし、当該地区の地区計画やまちづくりガイドラインに示された内容と整合を図ること。
- 大岡川や周辺歩行者動線とアトリウムとの連続性を活かすこと。
- アトリウムから庁舎1階部分、大岡川にかけて、横浜市庁舎にふさわしい特徴的で魅力的な開放空間を創出し、自然を取り入れ環境にも十分考慮した施設とすること。
- アトリウムは、3階グランドロビーまでの吹抜空間とし、行政部分・議会部分への主動線と一体となる空間構成に配慮すること。
- アトリウムの外部利用を検討する際は、空調、風、音などについて十分考慮し、利用時に問題がないよう技術的な解決を図ること。

配置計画

- 地区計画に則した配置計画とし、配置ゾーニング図を踏まえた計画とすること。
- 屋根付市民広場(アトリウム)は1階に配置し、みなとみらい線馬車道駅からの既設の通路部分に地下2階で接続し、エスカレーター及び階段でアプローチできるようにすること。また、既存の横浜アイランドタワーに隣接した場所に配置すること。
- 二元代表制の象徴として、議会機能のシンボルである議場は、高層部から独立した中層部の最上部に配置すること。また、大岡川やランドマークタワー・動く歩道などのビューポイントからの視認性を考慮し、議場は海側(敷地北側)に配置し、シンボリックなデザインとなるよう配慮すること。
- 大岡川沿いの2階レベルに敷地内ペDESTリアンデッキを設け、津波発生時の緊急避難場所として活用できるよう開館時間外でも、周辺道路等から容易に敷地内ペDESTリアンデッキに上がれるよう配慮した計画とすること。また、桜木町駅方面からの敷地外ペDESTリアンデッキ接続や将来的に北仲通北地区との接続も考慮し、機能構成、空間構成に配慮し、にぎわいに寄与する計画とすること。
- 大岡川沿いには、プロムナードを設けること。西側敷地境界から幅6mを基本として整備し、商業施設やアトリウム、広場への容易なアクセス及び一体性を考慮した計画とすること。また、北仲橋、弁天橋の近くには、水辺広場・橋詰広場を設けること。

商業施設

- 低層部はできるだけにぎわいのある商業施設などを配置し、にぎわいの連続性を確保すること。
- 1、2階の大岡川に面する部分には、にぎわいの創出に貢献する商業施設を配置し、1階は水辺のプロムナードから、2階は敷地内ペDESTリアンデッキから直接アクセスできる計画とし、人通りと利用者の利便性を確保すること。

外構・植栽計画

- 屋外の適切な位置に、市民が憩えるスペースを設ける計画とすること。
- 条例等の対象となる緑化による、敷地面積に対する緑化率は10%以上とすること。
- 条例等の対象とならない緑化(庇の下の緑化、垂直方向1メートルを超える壁面緑化、屋内の緑化など)も加えた全体の緑化による敷地面積に対する緑化率は、15%以上を目標とすること。
- まちを構成する緑との繋がりと周辺環境との調和を最大限考慮すること。
- 自然エネルギーや再生可能資源の有効活用と緑化推進として、微気象の緩和やヒートアイランド対策等環境配慮をし、地上・屋上・壁面等の積極的な緑化を行うこと。
- 緑化は建物周囲または建物内部からの視認性、公開性の高い緑化とすること。
- 単純な緑化量ではなく、質の高い緑化を心がけること。
- アトリウムなど緑化面積に算定されない室内のパブリックスペースにも緑化を施し、潤いのある魅力的な空間とすること。
- 周辺の景観と調和するとともに、生物多様性にも配慮し、高・中・低木、草本等を効果的に組み合わせた多彩な緑化とすること。
- 維持管理に対して配慮し、極力地上階における植栽に努めること。
- 水辺、広場、ペDESTリアンデッキ、室内など適材適所の緑化を行うこと。
- 緑化の際には風対策も考慮し、適切な配置とすること。
- 舗装の種類を選定にあたっては、アメニティ・景観、保水性等の環境性に配慮した計画とすること。また、既存街区との統一性にも配慮すること。

水辺の憩い空間(プロムナード)

- 敷地の北仲橋・弁天橋付近の角部には、ゆとりある空間(水辺の広場・橋詰広場)を創出し、水際線プロムナードとの関連性、建物の低層部や外構のデザインを配慮した計画とすること。
- 大岡川沿いには、水際線プロムナードの一環として、親水性の向上に配慮した水辺の憩い空間としての公共空地を整備すること。
- 都心部における貴重な水辺空間であり、利用者が快適に過ごせる空間の設えや、イベント等の実施が可能な広場など、魅力的で賑わいのある変化に富んだ空間として整備すること。
- 水際の夜間景観を演出する計画とすること。

その他

- 屋上に室外機等を設置する場合は、周辺からの景観や、敷地内外からの見下ろし等に配慮した対策を講じること。

第22回横浜市都市美対策審議会景観審査部会 議事録	
議 題	1 関内地区北仲通南準特定地区での景観形成について（報告） 2 魅力ある都市景観の形成について（報告） 3 その他
日 時	平成26年7月22日（火）午後2時00分から4時00分まで
開催場所	横浜みなとみらい21 プレゼンテーションルーム
出席者 （敬称略）	委 員：金子修司、加藤仁美、国吉直行、高橋晶子、中津秀之 関係局：中川理夫（総務局総務部庁舎計画等担当部長） 大場重雄（総務局総務部管理課庁舎計画等担当課長） 川合 互（文化観光局観光コンベンション振興部コンベンション振興課施設担当課長） 書 記：小山孝篤（都市整備局担当理事（企画部長）） 小池政則（都市整備局地域まちづくり部長） 網河 功（都市整備局企画部都市デザイン室長） 飯島悦郎（都市整備局地域まちづくり部景観調整課長）
欠 席 者 （敬称略）	なし
開催形態	議事1は公開、議事2以降非公開
決定事項	なし（報告）
議 事	1 関内地区北仲通南準特定地区での景観形成について（報告） 資料を用いて関係局から説明を行った。 （金子部会長） デザインビルド方式を採用するということでしたが、これについてはいろいろところで話題になっています。先ほど採用の理由について5点ほど説明がありましたが、もう少し詳しくお願いします。 （大場課長） やはりここで重要となっていますのは、今回超高層建築の建物を計画していますが、東日本大震災のときも話題になりました長周期地震動、これは建物の構造本体にも影響がありますし、また建物の重要な生命線にもなりますエレベーターの構造設計のほうにもいろいろな影響を及ぼしてまいります。そういったところにつきまして、いわゆる揺れの抑制を民間企業の独自の技術で採用できるもの、一般的に私たちがやっています、設計してから工事を発注するというやり方になりますと、標準的なものの中での整理という形になります。当然、規模の大きいもの、複雑なものであれば、総合評価落札方式というものがありますが、ただそれも入札の際に民間技術力を入れられる範囲というのは非常に限定的になっています。それは施工計画、施工スケジュール、そういったところぐらいいしか入れられなくて、建物構造の根本に関する部分というのは、その場で問うことはできないということで、そここのところも広く民間の技術力を反映させていきたいと考えています。 また、環境性能についても活発に技術開発が行われています。実際に建物が建つのは平成32年にありますが、その際においても最先端のものを整備していかなければいけないということもありますので、ここも民間の技術力を十分発揮できるような手法ということで、今回設計・施工一括とさせていただきます。 それとともに、先ほどスケジュールの際にご説明しましたが、今回整備する大きな目的の中には危機管理対応ということがあります。これはいつ来るかもしれない地震に備えてということですので、一刻も早い整備が求められるということもあります。そういったことを考え、工事と設計が連携し、重ねながら進められることから、設計・施工一括発注を今回選定したということになっています。 （金子部会長） 市がどういうものをつくりたいのか、ということを設計・施工の中でかなりきちっと決めておいていただきたい。どうして今まで公共建築は設計・施工一括ではなくて設計と施工を分離してきたのだろうかということに立ち返りますと、こういう全く新しい事例を出すということは相当市内部での覚悟があって、それに対応できるような景観もきちっとやる、どのようにいいものをつくっていくかということが明確でないと、なかなか市民は納得しないのではないかと思いますので、その辺はよくご検討いただきたいということです。 （高橋委員） 関内・関外地区の、庁舎が移転してしまった後のまちづくりに関しては、やはり相当な配慮をしな

がら、地域の皆さんや関係の皆さんとプロセスを共有しながらやっていかないと、結局これからどさっと人が減るので、その部分が景観以前に心配になっていまして、その辺のお考えをもう少し伺いたいと思います。

(大場課長)

今回、基本計画の中に、新市庁舎整備だけではなくて、移転後の関内・関外のまちづくりということも一緒に入れていることで、事の重大さを私たちは考えながら進めているといったところです。2代目の市庁舎はこの港町1-1にあり、その間いろいろな変遷を経て今の位置に昭和34年に戻ってきて、今日に至っています。そういったところで今回、周辺に勤める6000人が北仲通地区に勤務地を移すということですが、そういった一つの転機の中ではこういったテーマがありますけれども、町の構造を変えていくといったところも当然あります。これは先ほど申し上げましたように所管が都市整備局となっていますので、私のほうで申し上げられる範囲はこの程度という形になっています。

(小山書記)

関内・関外のまちづくりについては、資料1の5ページで説明をしています。4つのテーマの中央にあります。人材の集積とネットワークづくりをしていく方向性がいいのではないかとということでの整理はしています。ただ、これで決め切ったということではなく、ご質問の中にもありましたように、地域の方々とこれからどうやっていくかというのが当然重要な課題だと思っています。地元の方々の中でも協議会やまちづくりの検討の集まりなども大分多くできてきていますので、その中でこういったものを題材としながら、何が今後の関内地区のまちづくりについていいのかということについて、今後具体的に検討していくというのが今現在の状況です。

(金子部会長)

新市庁舎の話題の中で一番大事なのは、今の関内・関外のまちづくり、これからの街のつくり方だろうということ、商工会議所など色々なところからも意見を出しています。あと7年後には予定どおり庁舎ができる。まちづくりは一朝一夕にできるものではありませんが、これだけ大きな話題なので、例えば目標となる年次ぐらいいここに入れていただかないと、もぬけの殻になったところに何ができるだろうかということで、町の活性化に寄与できることが少なくなってしまうのではないかとのおそれがあります。その辺はぜひお考えいただいたうえで、より具体的なことで検討していただくべきだろうと思います。

(小山書記)

今回の抜粋版にも記載されていますが、本体の新市庁舎整備基本計画には、新庁舎のスケジュールだけでなく、まちづくりについての概略のスケジュールも出しています。この中でリーディングプロジェクトということで、最後のページの真ん中あたりに、「リーディングプロジェクトとして文化体育館の再整備などの事業の実施」というのがありますが、その下に文化体育館だけではなく、大通り公園やくすのき広場などの活用ですとか、教文センター跡地の利用など、こういったものをまず先行して整備の方向性を出していこうじゃないかということにしています。これらのものを先行して整備することによって、その後現庁舎についてどうするかということも出てくるわけですが、少なくとも新庁舎の整備ができて、我々職員が動かないと現庁舎の利用もできないということも現実問題としてあります。そういったスピード感との調整もしながら、全体の調整をしていきたいと思っています。

(国吉委員)

金子部会長がおっしゃったようなことにつながりますが、利用手法のデザインビルドという点について、民間ビルだったらそれでいいのですが、これは公共建築です。横浜市庁舎は現庁舎もコンペで入選した案ですし、そういう中で事業スケジュールがあるとはいえ、やはり公共建築、市庁舎というのは、国際的にも地域を代表する建築ですから、東アジア文化都市を標榜する横浜市が技術だけでつくる、というのは批判を受けるのではないかとことを危惧しています。

実は前のトリエンナーレを実施するときに、新港地区に会場をつくられたのですが、海外の方々から「トリエンナーレの施設に建築家が絡まないのはおかしいじゃないか」ということで、急遽西沢立衛さんが加わって現在の基本計画をつくられたのです。そういうような経緯で新港地区の計画をつくられたりしておりまして、そういう意味で、これはだれ的设计ですかと言われたときに設計者を対外的に説明できないような状況になるのはあまりよくないということで、その辺も今までやられていたデザインビルドという方式からはなかなか見えてこないもので、そういうところにクリエイティビティをどう加えていくかというのを、ぜひシステムの中でご検討いただきたい。

それによって、これは一般の民間ビルみたいな、オフィスビルがただ建つだけという景観を誘導す

るのか、それとも、それとは違うシンボリックなシティーホールができるということで、一般的な町並みをつくるのとは違った飛躍があってもいいという感じの景観誘導を図るのか、それによっても相当違ってくると思うのです。オフィスビルができるのだとしたら、みんなの調和を図っていきましょうというような、北仲通北地区との連続性や一体感、そういうところで多分議論されると思うのですが、本来の公共建築で示されるような、より市民が憩う場であって、一般のオフィスビルとは違うというつくり方をしていくのであれば、余り細かく決めつけて誘導するのではなくて、そこにおける新たな発想みたいなものが登場しやすいような場づくりも、景観誘導側としては必要なのではないかと、ですからその姿勢によって、どのようにこの事業に対応するかというのが変わってくるのではないかと思います。

デザインビルドといいつつも、クリエイティビティのある設計者が加わることによって、上のほうはよくても低層部だけでも何か工夫をするとか、そういう新たな人の集まりを提案していただくなど、そういう中で創造性が入ってくるのであれば、余り細かく決めないで、そういうものをむしろ誘導するような方向性づくりをすべきではないかと思えます。それについてどのような見通しがあるのか、まだ決まっていなくてもいいかもしれませんが、この審議会がどのように臨むかというスタンスになると思えますので、その辺もぜひお聞かせいただきたいと思えます。

(大場課長)

設計・施工一括方式は性能発注ということになりますので、そういったところが非常に大きい課題なのかなと思っています。それは何が課題かということ、基本方針の2つ目に、「市民に永く愛され、国際都市よこはまにふさわしい、ホスピタリティあふれる市庁舎」といったところを掲げています。市民に親しまれる、横浜にいらっしゃる方が横浜らしさを感じる、それから、これまでつくられてきたみなとみらいや新港埠頭などの都市景観との調和が非常に大きい課題だと思っています。ですから単に性能発注にとどまるようなことにならないような制度設計を考えていきたいと思っています。具体的にどうなのかという話になると、まだここで話してできるような段階ではないのですが、そういったところは十分重要だと考えています。

(金子部会長)

大事なことです。ぜひその辺はよろしくお願ひしたいと思います。

(高橋委員)

設計・施工一括発注方式というのは、具体的にはコントラクターだけが参加できるのか、それとも、設計組織と施工会社のジョイントしたチームが参加できるのか、どちらになるのでしょうか。

それともう一点ですが、北仲通地区のまちづくりガイドラインのなかで、当該地区と道路を隔てた北仲通北地区について「両街区の建物が高さをそろえ、当該地区のゲート性を確保する」という記述があります。ゲート性を確保するという事は、左と右が等価に扱われており、2つがあるゲート性を確保するシンボリックなもののように位置づけられているような記述をしているという印象を受けました。この辺について、最新の解釈や見解をもう一度確認したいと思えます。

(大場課長)

1点目は一括発注方式における入札に参加する方の構成ということかと思えます。コントラクター、いわゆるゼネコンだけなのかといったことですが、ここについては先ほど国吉委員からのご質問にもありましたが、そういったところも含めて今、考えているところです。

2点目について、具体的に今の段階でどうなのかということまではお答えできませんが、ゲート性についての考え方や、発注する際の発注資料の中にそれをどう表現するのかというのは、今後検討していきます。

(国吉委員)

今の件にプラスしてご質問します。北仲通北地区で、このままいくかどうかかわからないのでしょうけれども、現在までにいろいろな事業者の方法で進めている計画案があるわけですが、せっかくこの図面があるので、この下に同じスケールで図面をつければ議論しやすかったのではないかと思います。どのような見え方をするのか、現在の計画がまた変更になるかどうかというのはまだわかりませんが、何回も事業がストップしたり進んだりという中で、現在のものがどうなるのか、その辺もまた都市整備局にお聞きしたいと思います。

それとの関係で、現在の先ほど示された案では、両者の関係から、みなとみらいへの関係、川との関係、ゲート性みたいなものもどういうことができるかなど、そういうものがきょうの資料として出てくるとよかったです。現段階ではこれでも議論できますが、できるだけそのスタディーをどこかの場で早くやっていただいて、北仲通北地区で動いているものと、まだストップしているものもある

ので、そちらとの関係で、どのようなことをここで得るのか、どこまでが限界なのか、その辺を我々も知りたいと思いますので、そういった作業をぜひ早い段階でしていただきたいと思います。

(大場課長)

承知いたしました。今、作業を進めているところでどの程度のレベルになるかわかりませんが、次回可能な限りお示ししながらご議論いただけるようにしたいと思います。

(金子部会長)

少なくともまちづくりガイドラインをどう読み込むか、どう解釈するかというあたりが大事なことになるだろうと思います。

(大場課長)

承知いたしました。

(中津委員)

まず、きょうのこの会議の案件が報告とされているのが初めあまり解せなかったのですが、都市美審で報告するというのと審議するというのは、どのように議事録を通して市民の方々に伝わるのかというところで、議事録の扱い方を明確にしていきたいというのが希望としてあります。今ここで議論しているのは緩やかな話で、甘い突っ込みしかしていないわけです。それに関して市民の方に「都市美審はこんなレベルか」と思われたら非常に問題だなというのがまず一つです。

それで報告ということなので、ここで別にお答えを求めるつもりはありませんが、希望だけ言わせてもらおうと、4つぐらいあります。

敷地、跡地の話は、資料1の5ページにアート&デザインや、成長産業、人的ネットワーク、観光など、非常にあいまいで教科書的な、どこの町でもやっていることがぼんやりと書いてあるわけですが、それに関しても担当部局の方が先ほどの回答で「そこに関して私は知りません」ということで都市整備局にバトンタッチされていました。今後はやはりその辺は一枚岩としてチームの情報共有といえますか、ディスカッションの組織的なマネジメントといえますか、そういうのをもう少しきちんと横のつながりを持ってお互い考えながらやっていただきたいというのが希望です。先ほどの回答からいきますと、建物ががらんどうになった後、じゃあ何を入れようかというような発想がベースになっているとしか聞こえなかったのですが、この話はもっと大きな話で、横浜のインナーハーバー周辺の文化的なゾーニングにかかわる話です。ただ建物がなくなったからどうしようという話ではなくて、各論的には体育館の話だったり、大通り公園の話だったりというのが少し出ていましたが、このあたり一帯をどのような文化芸術の町に変えていくか、またインキュベーションの場にしていくかということ、それで新しく市庁舎ができる周辺を、どのように新市庁舎をコアとした産業集積の場にしていくかということ、それとみなとみらいをどうするか、横浜駅周辺をどうするか、そういういろいろなもののバランス、文化的というかソフトというか、いろいろな業態的なゾーニングにかかわることなので、その辺をもう少し街全体をとらえて、この場所だけ場当たりにじゃあどうしよう、どこか入ってくれるところはあるかな、じゃあこういう街にしようというような対症療法ではなく、行政の重要なコンセプトとして、この周辺の人たちだけではなく、町全体を考えるようなことをやっていきたいというのが1つ目の希望です。

それと2つ目は、ここは景観審査部会ですから、その辺の本職のことを考えるとやはり北仲北地区との連携、それと馬車道周辺の低層エリアとの連携、そのようなものが動線上的のようにつながっていくのか。景観的なことは今、高橋委員のほうから、ゲート的なものという話がありましたが、人間の動きがどのようになっていくかというのは、こういうすごく基本的な説明の中にも本当は入るべきかなという気がします。それが2つ目です。

3つ目は、高層先にありきの考え方にすごく違和感があって、一番大きい市庁舎を目指すという東京都的な発想というか、そういうものを横浜市が出していること自体、非常に残念です。形態先にありきで、それも高層ビルという、その辺が非常に残念です。1ページ目の一番初めに整備基本方針というのが5つありますと大々的に説明されましたけれども、開かれた市庁舎、ホスピタリティ、危機対応、環境配慮と、そういうものの延長上に高層ビルがあるという発想は一体、だれがこれを考えているのかなというのが非常に残念です。というのが3つ目です。

それから、高橋委員や金子委員からも出ていますが、建築家との関係というのは当然、時間とコストのことを考えていいものを設計しても全然前に進まないという昨今、やはりデザインビルド、設計・施工を一括で出したいということはあるのでしょうかけれども、例えばさいたまアリーナみたいなところのスキームというのは、ゼネコンとデザイナー、あのときは全部海外の有名デザイナーという縛りがありました。そのような新しい横浜方式と将来的に言われるような新しいスキームをもう少

し試行錯誤して、文化的にも横浜だからすごいなと思われるものであると同時に、コスト的にもコントロールされて性能的にもよくなっている、そういうものをどのように発注すべきかという議論してほしいなど。そしてその議論のプロセスを出してください。一般的に世の中にあるもののどれを選ぼう、うちはこれをやろうというようなものではなくて、横浜がこれからの都市をどのようにつくっていくかということのキープロジェクトになるはずなので、既存の方式でないものを模索することなどをまずはやっていただきたいというのが4つ目です。以上です。

(小山書記)

すみません、答えを求めているということなのですが、最初の部分で私の説明の仕方が悪かったところだけ修正させていただきます。

建物は今の現庁舎が移転した後、からにならないと進まないというふうにとらえられたかもしれませんが、物理的にはそういうことになると思いますということでお話をしたつもりでして、当然のことながら跡地利用をどうするかということについては、早急にやっていかなければいけないと思っています。この庁舎だけではなく周辺を含めて、どういうまちづくりがいいかということについて庁内でプロジェクトも組んで、今現在横のつながりを持ちながら検討を進めているところです。

(飯島書記)

最初になぜ報告なのかというご質問がありましたが、何か結論をまとめていただくというようなのではなくて、現状をご報告しているいろいろ忌憚のないご意見をいただきたいという趣旨で報告としています。

(加藤委員)

先ほどから意見が出ている中で一番私が希望したいのは、大きな時間軸の中でこの新市庁舎の計画、それから周辺の状況もまだ保留になっているものがあるなど、いろいろお話がありましたけれども、それも含めて周辺とこの敷地が今までこのように動いてきていて、今後それを踏まえてデザインを考えるわけですが、それとともに、移転してからしか進まないという話もありましたが、今の現市庁舎の跡地をどうしていくかという、両方を組み合わせてきちんとご説明いただけるとありがたいなと思いました。全然違う話なのかもしれませんが、そのほうが市民としてもわかりやすいと思いました。それが一つです。

もう一つは、この景観審査部会としては、このプロセスの中で何回どのようにかかわっていくのかというのをきちんとしていただきたいなと思いました。先ほどの設計者が入らないのか、などといったお話がありましたので、その辺の景観審査部会との関係ですね。何回ぐらいどのようにやっていくのかということを明快にしていただけるとありがたいなと思いました。

(飯島書記)

部会のかかわりにつきましては、現在設計要件の整理をしているということで、きょうのご意見も踏まえてまた次の機会に議論いただく機会をつくりたいと思っていますし、その後も何度かそういう機会をつくれるかと思っています。

(加藤委員)

次回でもいつの段階でどうなるのかということが明快になっていると非常にありがたいなと思いました。まだそういう段階ではないのかもしれませんが、いかがでしょうか。

(大場課長)

6番の事業手法・スケジュールのところをごらんいただきたいと思います。来年は設計・施工一括の工事を発注しますが、その際に横浜市の考え方を示したものを発注資料という形でまとめます。この発注資料をまとめている過程の中で、景観まちづくり、デザインに関する私たちの考え方などについては、ご意見をいただきたいと考えています。また、具体のところにつきましては平成28年、このときにはもう既にデザインビルド、設計・施工一括の事業者が決まっていますので、このときに具体の計画が出てまいります。そのときに本格的な審議、審査というようになります。

(金子部会長)

時間も超過しつつありますが、この辺の話題は大変重要なことなので、きょうはこのぐらいにさせていただいて、報告を受け、それに関する各委員からの意見を出していただいたというところで、このテーマに関しては一応終止符を打ちたいと思います。

それではこれで次の議題に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

(飯島書記)

次の議題につきましては、市の内部での審議・検討または協議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見交換等に影響を与える可能性があることから、横浜市の保有する情報の公開に関

	<p>する条例第31条ただし書の規定に基づきまして、非公開としたいと思います。会議の非公開につきましては、部会長がこれを決定することとなっていますが、部会長、よろしいでしょうか。</p> <p>(金子部会長)</p> <p>了解いたしました。委員の皆さんも非公開ということによろしいですか。</p> <p>それでは、以降の会議は非公開とします。</p> <p>2 魅力ある都市景観の形成について (報告) 非公開</p> <p>3 その他 非公開</p>
資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1：関内地区北仲通南準特定地区での景観形成について ・資料2：第21回横浜市都市美対策審議会景観審査部会議事録 (議題2 関係資料 (非公開))
特記事項	